

7 武力の行使に当たらない「武器の使用」等

(1) 武器の使用と武力の行使との関係

憲法第9条第1項の「武力の行使」は、基本的には、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為（注1）をいい、「武器の使用」（注2）を含む実力の行使に係る概念であるが、同条の下においては、このような「武力の行使」は、武力の行使の三要件が満たされた場合以外は禁じられていると解している。

（注1）ここでいう「戦闘行為」とは、「(国際的な武力紛争の一環として行われる)人を殺傷し、物を破壊する行為」をいい、「国際的な武力紛争」とは、「国又は国に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争い」をいうものと考えている。

（注2）「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解している。

(2) 相手方が国又は国に準ずる組織でも許される武器の使用

我が国の公務員による（武力の行使の三要件が満たされた場合以外の場合における）「武器の使用」が、全て憲法第9条により禁じられる「武力の行使」に当たるわけではなく、例えば、自己等を防護するための「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」である武器の使用（PKO法（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）第25条等）のほか、自衛隊の武器等の防護のための自衛隊法第95条に規定する武器の使用は、その相手方が国又は国に準ずる組織であった場合でも、憲法第9条により禁じられる「武力の行使」には

当たらない。(注)

(注) その相手方が国又は國に準ずる組織であった場合でも憲法上の問題が生じない武器の使用の類型としては、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものである自己等を防護するためのもの及び自衛隊法第95条に規定するもの以外には考え難い。

※ 自己保存のための武器の使用については、7-A (285頁) 参照

※ 自衛隊法第95条に規定する武器の使用については、7-B (293頁) 参照

(3) 相手方が国又は國に準ずる組織でない場合の武器の使用
他方、これらを超える武器の使用については、國若しくは國に準ずる組織が敵対する者として登場することがないことが確保されている場合、又は相手方が単なる犯罪者集団であるなど國若しくは國に準ずる組織ではない者に対処する場合には、その武器の使用は、「武力の行使」に当たるおそれがなく、憲法上許されないわけではない。

前者の場合の武器の使用としては、PKO法の下でのいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器の使用及びいわゆる「安全確保業務」を行う際の武器の使用があり、後者の場合の武器の使用としては、海賊対処法の規定による武器の使用並びに自衛隊法第94条の5（在外邦人等の保護措置の際の権限）及び第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）に規定する武器の使用がある。

※ いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器の使用及びいわゆる「安全確保業務」を行う際の武器の使用については、7-C (300頁) 参照

※ 海賊行為への対処のための武器の使用については、7-D (312頁) 参照

※ 自衛隊法第94条の5に規定する武器の使用（在外邦人等の保護措置）について

ては、7-E（316頁）参照

※ 自衛隊法第95条の2に規定する武器の使用（合衆国軍隊等の舞台の武器等の防護）については、7-F（321頁）参照

(4) 広い意味での警察権の行使として許される武器の使用等
また、言わば危険物の処理であって、広い意味での警察
権の行使に相当するものと位置付けることができるものと
しては、自衛隊法第84条の2に基づく遺棄機雷等の除去
(掃海) 及び同法第82条の3に基づく弾道ミサイル等に
対する破壊措置があり、これらもまた、他国との国際的な
武力紛争の一環として、すなわち、「武力の行使」として行
うものではない。

※ 自衛隊法第84条の2に基づく遺棄機雷等の除去(掃海)については、7-G
(330頁) 参照

※ 自衛隊法第82条の3に基づく弾道ミサイル等への対処については、7-H (3
34頁) 参照

(政府統一見解)

<武器の使用と武力の行使の関係について>

(衆・国際平和特委理事会提出 平3・9・27)

- 一 一般に、憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案〔編注：国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案〕第24条〔編注：平成27年法律第76号による改正前・現第25条〕の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解される。
- 二 憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(国会答弁例)

[参・防衛指針特委 平11・5・12
大森内閣法制局長官 答弁]

- 斎藤勤君 …この威嚇射撃、警告射撃、これは我が国の憲法上可能かどうか。きのう、おとといでどうか、幾つか議論もございましたけれども、端的にお答えいただきたいと思います。憲法上可能なのかどうか。
- 政府委員（大森政輔君） …お尋ねの船舶検査活動における警告射撃、これはひいては警告射撃が効果を生じない場合のスクリュー等船体への射撃等航行不能措置までつながっていく問題でございまして、このような一連の行為を念頭に置いて検討する必要がある…。

法案の検討過程におきましては、この法案というものは政府が当初提案しました法案の検討過程におきましては、警告射撃等と憲法9条との関係につきまして憲法に明白に抵触しないとの結論に達するに至っていなかったところ、検討過程で法案には警告射撃等を盛り込まないということとなつたため、それ以上詰めた議論は行わなかつたものでございます。

…安保理決議に基づく船舶検査活動は、我が国の治安維持を目的として行われる警察活動ではなく、国連憲章第7章の安保理の権限のもとで行われる集団的安全保障措置の一環であり、集団的安全保障措置につきましては、そのうち憲法9条によって禁じられている武力の行使または武力の威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことは許されないと從前から考えているところでございます。

したがいまして、集団的安全保障措置の一環である船舶検査活動において警告射撃等を行うことを内容とする法案につきましては、そのような行為を伴う船舶検査活動

が制裁対象国及び船舶の旗国との関係で憲法9条が禁止する武力の行使または武力による威嚇に当たらないかどうかについてさらに慎重な検討がなされる必要がある問題である、このように私どもは現在のところ考えております。

[衆・外務委 平15・6・13]
〔山本内閣法制局第二部長 答弁〕

○山本政府参考人 …武器の使用がすべて〔編注：憲法〕9条1項の禁ずる武力の行使に当たるとはもとより言えませんけれども、政府は、武力の行使とは、基本的には国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうというふうに解してきておりますので、その相手方が国、または国に準ずる組織であった場合でも、憲法上の問題が生じない武器の使用の類型といたしましては、従来の自己等を防衛するためのもの及び自衛隊法95条に規定するもの以外にはなかなか考えにくいというふうに考えております。

(国会提出資料)

<平成18年10月16日衆・テロ・イラク特委伴野豊君に対する久間防衛庁長官の答弁について>

(衆・テロ・イラク特委理事懇提出 平18・10・18)

(防衛庁)

- 1 テロ対策特別措置法に基づく活動は、現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域で行うこととされている。
- 2 また、仮に、補給中の米軍艦艇等へのテロなどを含む不測事態が生起した際の対応について、一般論として申し上げれば、当該米軍艦艇等は、自衛隊の指示に従うのではなく、米軍等の指揮統制の下、その生命・身体の防護等のために必要な行動をとると考えられるため、自衛隊が米軍艦艇を防護するために武器を使用する必要が生じる可能性は低く、基本的に想定されないものと考える。
- 3 他方で、不測の事態が生起した場合には、自衛隊の艦船は活動の実施を一時休止又は避難するなどして危険を回避することに努めることとなるが、他に手段がない場合には、自己等の防護のため、あるいは自衛隊の武器等の防護のため、武器を使用することが可能である。
- 4 その上で、万が一、まさに海上給油を実施中の自衛隊の艦船と米軍艦艇とが極めて接近しているような場合には、自衛隊があくまで自己等や武器等の防護のために武器を使用することが、結果的に米軍艦艇に対する攻撃を防ぐ反射的効果を有する場合があり得ると考える。
- 5 久間防衛庁長官の国会答弁は、このような考え方に基づくものであり、従来の憲法解釈を変更するものではない。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平18・10・26
宮崎内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） …累次国際的な必要性等に当たりまして考えてきたその結果、自己保存のための自然権的権利と言うべきものというふうなものとして類型化できるものについて、これは武力の行使というふうに考えなくてもよろしいであろうというふうに考えて法案を提出し、国会の御決定を得ているわけでございます。したがいまして、それ以外のものは全くないのかどうかといいますと、そこはそう頭から断言してはおりませんけれども、なかなかそういうものについて今すぐ、その想定ができるとかというか、こういうものならいいというふうなことを申し上げるのは難しいということでございます。

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） …これまでこういうものは武力の行使という範疇から外して類型的に考えてよいというふうに考えてきたものが累次できてきているわけでございます。そういうものはもうないのかという御質問であれば、そこは今すぐそんなものがあるというふうに、これなら大丈夫というものを想定、頭の中でできておりませんけれども、そうかといって、それとある意味で並ぶような必要性と理屈が付けばそれは将来そういうものが考えられないわけではないんだろうと。ただ、そこはなかなか想定が難しいかな、難しいだろうなというふうにこれまでも言っております。

〔衆・テロ・イラク特委 平19・11・1
宮崎内閣法制局長官 答弁〕

○宮崎政府特別補佐人…いわゆる自己保存のための武器使用というものを超えるものが全部だめだということを申し上げているわけではございませんけれども、そういう武器使用をした場合に、その武器使用の相手方が、いわゆる国または国に準ずる者、組織といったものに対して行った場合には、やはり憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがあるという問題もつとに指摘されてきたわけであります。したがいまして、例えば仮に武器使用の相手方が単なる犯罪集団であることが明確な場合など、その武器使用が武力の行使に当たるおそれがないと言えるような枠組みを設定することができる場合があれば、お尋ねのような任務を遂行するための武器使用でありましても憲法上許容されないわけではない、その旨はこれまでも申し上げてきているわけでございます。

ただし、そのような枠組みをどう設定するか、できるかということにつきましては、十分な検討が必要かと存じます。

〔参・外交防衛委 平21・6・4
横畠内閣法制局第二部長 答弁〕

○政府参考人（横畠裕介君） …御指摘のPKO活動等は我が国の統治の及ばない国外の領域において行われるもので、その法的性質も我が国の法執行ではないことから、我が国の統治に服するものでもない他国民に対して自衛隊が武器を使用して強制力を

発揮することについては、その法的根拠についての議論が必要であることを始め、その相手方が国又は国に準ずる者である場合には憲法第9条が禁ずる武力の行使に当たるおそれがあるという問題があることから、現行法〔編注：平成27年法律第76号による改正前のPKO法〕上、これらの活動においてはいわゆる任務遂行のための武器使用は認められておらず、これらの点に疑義がない、いわゆる自己保存のための武器使用及び自衛隊法第95条による武器等防護のための武器使用に限って認められているものと承知しております。

〔参・外交防衛委 平23・10・27
梶田内閣法制局長官 答弁〕

○政府参考人（梶田信一郎君） …まず、憲法第9条第1項の武力の行使といいますのは、基本的には、我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと。ここでいいます国際的な武力紛争といいますのは、国又は国に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いをいうと、こういうふうに考えてきております。

憲法9条の下におきましては、こうした武力の行使はいわゆる自衛権発動の三要件が満たされる場合、これ以外の場合は禁じられているというふうに解釈をしてきておるところでございます。この武力の行使という概念、これは武器の使用を含みます実力の行使に係る概念でございます。

我が国の公務員がいわゆる自衛権発動の三要件が満たされる場合以外において武器の使用をすること、これが全て憲法第9条が禁ずる武力の行使に該当するかどうかというと、そういうわけではございませんで、武器使用の相手方が先ほど言いました国又は国に準ずる組織であった場合でありましても、憲法上の問題が生じないという武器使用の類型があるというふうにお答えをしてきているところでございます。…

その一つのタイプが、いわゆる自己保存のためのもの、これはPKO法の24条〔編注：平成27年法律第76号による改正前・現第25条〕等に規定されているところでございます。それから、二つ目のタイプといたしまして、自衛隊法第95条に規定する武器等を防護するためのもの、この二つのタイプがございまして、この武器使用は憲法上禁じられているものではないというふうに整理をしてきているところでございます。

〔衆・外務委 平25・5・17
岸田外務大臣答弁 対村上委員〕

○岸田国務大臣 …武器使用が全て憲法第9条1項の禁止する武力の行使に当たるわけではありません。例えば、我が国の個別の自衛権の発動たる武力の行使は当然認められますし、また、警察権の行使としての武器の使用、さらには、いわば自己保存のための自然的権利としての武器の使用、また、防護のための武器の使用、自衛隊法第95条にあるような事例ですが、こうしたものにつきましては憲法第9条1項の禁ずる武力の行使には当たらない、このように解されております。

〔衆・平安特委 平27・6・12
横畠内閣法制局長官答弁 対佐藤委員〕

○横畠政府特別補佐人 従来からのこの問題につきましての考え方でございますけれども、憲法第9条1項の武力の行使というものがそもそも何であるかということでございますけれども、基本的には、我が国の物的、人的組織体による、国際的な武力紛争、すなわち、国家または国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いの一環としての戦闘行為をいうというふうに定義づけて用いてございます。そこでのポイントといいますのは、相手方が国家または国家に準ずる組織であるということが重要なポイントでございます。

その上で、憲法第9条のもとで我が国が武力の行使を行うことができるといいますのは、我が国を防衛するためのやむを得ない場合における必要最小限度のものに限られて、それを超えるもの、それ以外の武力の行使は許されないという考え方でございます。この武力の行使の考え方については、今回の新三要件のもとにおいても、まさに我が国を防衛するためということで、その範囲は変わっておりません。

その上ででございますけれども、相手方が国家または国家に準ずる組織である場合においても、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものと自衛隊の武器等防護のための武器使用というものは、憲法で禁じられている武力の行使には当たらないというふうに整理してきております。まさに不測の攻撃を受けたときに、要員がそのまま被害に遭う、生命を失う、そういうことまでさがに憲法も命じているはずはないでありますし、まさに我が国を防衛するため必須の物的装備であります自衛隊の装備というものを、いわば相手方に奪われる、そのようなことを許しているはずもない、そういう基本的な考え方でございます。

その上で、さらに、これらのものを超えるような武器の使用、御指摘の、任務遂行のための武器使用あるいは駆けつけ警護といった、これらのものを超えるような武器の使用につきましては、相手方がまさに国家または国家に準ずる組織である場合には、やはり武力の行使に当たり憲法上の問題を生じるというふうに整理してきたものでございまして、御紹介いただきました、当時の内閣法制局の答弁【編注：平13・12・6の参・外交防衛委における津野内閣法制局長官答弁及び平15・5・15の参・外交防衛委における宮崎内閣法制局第一部長答弁 302頁及び303頁参照】もその趣旨を申し上げているものでございます。このような考え方は今回も全く変えておりません。…

7-A 自己保存のための武器の使用

不測の攻撃に対して自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」(PKO法第25条等(注1))(注2)は、その相手方が国又は国に準ずる組織であった場合でも、憲法第9条で禁じられた「武力の行使」には当たらない。(注3)

(注1) PKO法第25条のほか、以下の規定がある。

- ・ 自衛隊法第92条の4（展開予定地域内における武器の使用）
- ・ 同法第92条の5（治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用）
- ・ 同法第94条の5第3項（在外邦人等の保護措置の際の権限）
- ・ 同法第94条の6（在外邦人等の輸送の際の権限）
- ・ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第11条
- ・ 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第6条
- ・ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第12条
- ・ 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第11条
- ・ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成21年失効）第17条
- ・ 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成19年失効）第12条
- ・ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成

22年失効) 第8条

(注2) これらの武器の使用については、自己等の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとされており、また、正当防衛(刑法第36条)又は緊急避難(刑法第37条)に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないとされている(PKO法第25条第6項等)。

(注3) PKO法第25条、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第11条、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第6条又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第11条の規定による武器の使用については、原則として現場に在る上官の命令によることとしている(PKO法第25条第4項等)。

これは、「要員の生命、身体の防衛のためにやむを得ない必要かつ最小限の武器の使用」という行為の趣旨、目的に何ら変更を加えず、これを維持することとした上で、統制を欠いた武器の使用により、かえって生命、身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを防止し、武器の使用の一層の適正を確保する趣旨によるものであり、その趣旨は「命令する際の見地」として法文上も明記している(同条第5項等)。

したがって、このような趣旨、目的の下に、武器の使用を「現場に所在する複数の自衛隊員等の中での上官」の命令にからしめるとても、武器の使用が要員の生命、身体の防衛のためにやむを得ない必要かつ最小限のものに限定されることは変わりがなく、当該武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」に当たるおそれはない。

(政府統一見解)

<武器の使用と武力の行使の関係について>

(衆・国際平和特委理事会提出 平3・9・27)

- 一 一般に、憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案〔編注：国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案〕第24条の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解される。
- 二 憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平10・4・30
橋本内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（橋本龍太郎君） …今般の改正法案〔編注：国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案〕は、これまでの憲法解釈やいわゆる五原則を何ら変更するものではないと考えております。

すなわち、今般の改正案は、自己または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命または身体の防衛という、いわば自己保存のための必要最小限の武器の使用という点について何ら変更を加えず、これを維持することとした上で、その一層の適正を確保するため、原則として、現場にある上官の命令によることとするものであります。

政府はこれまで、自己または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命または身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の武器の使用は憲法第9条第1項で禁止された武力の行使には当たらないとしており、また、命令に基づく武器の使用に関して、例えば生命、身体を防衛するためやむを得ない必要があるとき、集団的に行ったから憲法上問題があるということにはならない旨の答弁をいたしております。…

〔衆・防衛指針特委 平11・3・18
野呂田防衛庁長官 答弁〕

○野呂田国務大臣 …輸送の安全要件が確保されなくなった場合に、一たん自衛隊の保護のもとに入った在外邦人等を機内または船内に収容し、ともに安全な場所に退避することまでも同条第1項〔編注：自衛隊法第100条の8第1項（平成18年法律第118号による改正前・現第84条の4第1項）〕が否定しているとは考えられな

いことは、先ほど述べたとおりであります。

その場合に、隊員及び保護下に入った在外邦人等の生命または身体の防護のために武器を使用したとしても、その武器使用は輸送業務との関連で行われるものであり、同条第3項〔編注：平成18年法律第118号による改正前・現第94条の6〕の要件を満たすものであれば、たとえ国または國に準ずるものに対して行ったとしても、いわば自己保存のための自然権的権利に基づく必要最小限度の武器使用であると考えられることから、憲法上問題となることはないと考えております。

(国会提出資料)

〈平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案第11条に規定する武器の使用について〉

(衆・テロ特委理事会提出 平13・10・15)

一 武器の使用と憲法第9条第1項の「武力の行使」との関係については、政府としては、『憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」がすべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」に当たらない』(平成3年9月27日「武器の使用と武力の行使の関係について」衆議院国際平和協力等に関する特別委員会理事会提出)と解してきている。

二 このような「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」である武器の使用を規定したものとして、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第24条〔編注：平成27年法律第76号による改正前・現第25条。以下同じ。〕、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律〔編注：現重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律。以下同じ。〕(平成11年法律第60号)第11条、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第100条の8〔編注：平成18年法律第118号による改正前・現第94条の6。以下同じ。〕及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律〔編注：現重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律。以下同じ。〕(平成12年法律第145号)第6条の規定がある。

三 これらの規定においては、いずれも武器の使用による防護の対象を自己(武器を使用する自衛官)のみに限定しておらず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第24条は、「自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員」を、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第

11条及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律第6条は、「自己と共に当該職務に従事する者」を、自衛隊法第100条の8は、「自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員」及び「その保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人」をも防護の対象としている。これは、自衛官の職務に関連して当該自衛官と行動を共にし、不測の攻撃を受けた場合にも、当該自衛官と共に行動してこれに対処せざるを得ない立場にある者の生命及び身体についても当該自衛官の生命又は身体と等しく保護しようとするものであり、このような防護の対象とする者の範囲については、それぞれの法律において、自衛官が行う活動の態様や場所、どのような者がその職務に関連して行動を共にすることが想定されるなどを考慮して規定されているものと解される。

四 本法案第11条〔編注：衆議院における修正後の第12条。以下同じ。〕も、これらの法律の規定と同じ考え方に基づくものである。すなわち、本法案が規定する協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動においては、例えば、傷病兵や被災民の治療、人員の輸送、国際機関や他国の軍隊との連絡調整など、活動の実施を命ぜられた自衛官がその職務を行うに伴い、幅広い場面で自衛隊員以外の者と共に活動することが想定されるところ、このような者のうち、自衛隊の宿営地、診療所、車両内といった自衛隊が秩序維持・安全管理を行っている場に所在するもの、あるいは、通訳、連絡員等として自衛官に同行しているものなど、不測の攻撃を受けて自衛官と共に通の危険にさらされたときに、その現場において、その生命又は身体の安全確保について自衛官の指示に従うことが期待される者を防護の対象としようとするものであり、このような関係にある者を「自己と共に現場に所在する…その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」と表現しているものである。

五 したがって、本法案第11条に基づく武器の使用は、「自己と共に現場に所在する…その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」の生命又は身体を防護する部分を含めて、その全体が「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」と言うことができ、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらないと考える。

人の生命・身体は、かけがえのないものであり、その身を守る手段を十分に有さず、自衛官と共に在って、いわば自らの身の安全を自衛官に委ねているに等しいこのような者の生命又は身体を防護するための武器使用が憲法上許されると解することは、人道的見地からみても妥当なものと考える。

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平13・11・22
中谷防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（中谷元君） …一般論として申しますと、部隊行動をしている武装した他国のPKO部隊は、その身を守るために必要な手段を有し、独自の判断で行動する

ものと考えられることから、「自己の管理の下に入った者」には当たらないというふうに考えております。

他方、武器を所持した他国のPKO部隊の要員であっても、不測の攻撃を受けて自衛官等と共通の危険にさらされたという具体的な状況のもとで、独自の対処によりその生命または身体の安全を確保することが難しく、自衛官等の指示に従って統制のとれた行動をすることが適切かつ合理的である場合には、「自己の管理の下に入った者」に当たり得るというふうに考えております。…

[参・テロ防止特委 平15・10・9]
秋山内閣法制局長官 答弁

○政府特別補佐人（秋山收君） …政府といたしましては、憲法9条の禁ずる武力の行使の意味は、基本的には国家の物的・人体組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考えております。その場合における国際的な武力紛争の意味につきましては、国家又は国家に準ずる組織の間で生ずる武力を用いた争いをいうものであると。

要するに、こういうものを我が国として海外派遣された自衛隊は行ってはならないと考えているわけでございますが、もっとも、自衛隊による武器の使用がおしなべて憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではなく、…PKO法などに定められております不測の攻撃に対して自分たちの身を守る武器の使用は、言わば自己保存のための自然権的権利というべきものであって、相手がたまたま国家又は国家に準ずる組織であっても、これは先ほどの武力の行使に該当するものではなく、憲法上許されるものであると考えてしております。…

[衆・事態対処特委 平16・4・28]
山本内閣法制局第二部長 答弁

○山本政府参考人 …御指摘のように、[編注：武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案] 第12条は、武力攻撃予測事態におきまして、米軍に対する役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の武器の使用について規定しているわけでございます。

一般に、憲法第9条に言います武力の行使といいますものは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうというふうに解されておりますけれども、この12条に規定している武器の使用といいますものは、類似の規定として自衛隊法の第92条の3 [編注：平成16年法律第112号による改正前・現第92条の4] などがございますけれども、要するに、いわば自己保存のための自然権的な権利というべきものでございますので、そのために必要な最小限度の武器の使用といいますものは憲法9条の禁止する武力の行使には当たらないというものと解しております。

なお、御参考までにもう一つ、武力攻撃予測事態でございますけれども、こういう事態におきまして、自衛隊による役務の提供の対象となる米軍は、先ほど申しました

ように、安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な準備のための行動を実施している米軍に限られておりますので、いまだ武力の行使に当たる行動は実施していないというわけでございますので、この点から申し上げても、この12条の規定による武器の使用といいますものが米軍の武力の行使と一体化することはないということが言えると思います。

(質問主意書・答弁書)

(平16・8・10 対仙谷由人・衆)

二の⑤及び⑫について

お尋ねは、法〔編注：旧イラク人道復興支援特措法〕第17条又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第95条の規定による武器の使用と憲法の禁じる「武力の行使」との関係を問うものと考えるが、これらの規定は、武器の使用が許される場合とその態様を明確に限定して規定しているところ、累次の政府答弁で述べているとおり、法第17条による武器の使用は、対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が自己等の生命又は身体を防衛するために必要な最小限の範囲で認められるいわば自己保存のための自然権的権利というべきものであり、また、自衛隊法第95条による武器の使用は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であって、これらの武器の使用は、我が国領域外で行われたとしても、国家の人的・物的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為である「武力の行使」に当たらない。また、いわゆる「他国の武力の行使との一体化」の考え方とは、我が国活動の具体的な内容や、これと他国の行う「武力の行使」に係る活動との関係の密接性等の諸般の事情を総合的に勘案すると、仮に我が国自らは直接「武力の行使」をしていないとしても、我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであるが、前記の各規定による武器の使用は、専ら、自衛官が自己等の生命又は身体を防衛するなどのためにこれらの規定の定める要件に従ってのみ行われるものであって、右に述べた考え方によらしても、他国の武力の行使と一体化するものには当たらないと考える。

(国会答弁例)

〔参・内閣委 平21・11・19
平野内閣官房長官 答弁〕

- 山本香苗君 …この任務遂行妨害に対する武器使用についての鳩山内閣の見解を、憲法解釈を教えていただけますか。
- 国務大臣（平野博文君） 政府としては、現時点での武器使用に関する憲法解釈は変えておりません。
- 山本香苗君 では、その解釈を教えてください。
- 国務大臣（平野博文君） 今御指摘いただきました部分については、武器の使用と

武力の行使の関係についてのございますが、憲法9条第1項の武力の行使とは、基本的には我が国の物的、人的組織体における…国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為を言い、武器の使用を含む実力の行使に係る概念であります。したがって、武器の使用がすべて同項の禁止する武力の行使に当たるとは言えません。

例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防護することは、言わば自己保存のための自然的権利というべきものである。したがって、そのために必要な最小限の武器使用は憲法9条で禁止された武力の行使に当たらないと、こういう考え方の下に武器使用を認めているところでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・12
横畠内閣法制局長官答弁 対佐藤委員〕

○横畠政府特別補佐人 …その上でござりますけれども、相手方が国家または国家に準ずる組織である場合においても、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものと自衛隊の武器等防護のための武器使用というものは、憲法で禁じられている武力の行使には当たらないというふうに整理してきております。まさに不測の攻撃を受けたときに、要員がそのまま被害に遭う、生命を失う、そういうことまでさすがに憲法も命じているはずはないであります…

〔参・平安特委 平27・7・29
安倍内閣総理大臣答弁 対小池委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 確かに、国際法上、自然権的武器の使用という特別な概念や定義があるわけではありません。しかし、国際法上合法な活動を行っている自衛隊の部隊等が急迫不正の侵害にさらされている際に、生命や身体を防護するという言わば自己保存のための自然権的権利というべきものとして必要最小限の実力を行使したとしても、これは国際法上禁じられた武力の行使には当たりません。これは明確でございます。

そういう意味におきましては、このような自己保存のための自然的権利というべきものでありますし、このような自己保存のための自然的権利というべきものとしての武器使用権限は、PKO法に始まり周辺事態安全確保法等の従来の法律においてこれは規定されてきたものでありますし、今般の平和安全法制においてもその考え方や位置付けにこれは何の変更もないということでございます。

〔参・平安特委 平27・9・4
深山防衛省運用企画局長答弁 対山下委員〕

○政府参考人（深山延暁君） …国際平和支援法及び改正PKO法等に、自己保存型の武器使用権限として宿営地の共同防護に関する権限を追加しておるところでございます…

7-B 自衛隊法第95条に規定する武器の使用（自衛隊の武器等の防護）

自衛隊法第95条に規定する武器の使用については、

- ① 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること
- ② 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できること
- ③ 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること
- ④ 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができないこと
- ⑤ 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと

を要件としている。このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為（注）であり、その相手方が国又は国に準ずる組織であった場合でも、憲法第9条で禁じられた「武力の行使」に当たらないと解している。

（注）当該武器の使用については、武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとされており、また、正当防衛（刑法第36条）又は緊急避難（刑法第37条）に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないとされている（自衛隊

法第95条)。

(国会答弁例)

[衆・防衛指針特委 平11・3・26]
大森内閣法制局長官 答弁

○大森（政）政府委員 … [編注：自衛隊法] 95条の武器等防護のための武器使用と申しますのは、我が国を防衛する、そういうための物的手段である自衛隊の武器等の破壊または奪取から当該武器を守るために、一定の、非常に限定的な要件のもとに認められる武器使用でございますから、憲法9条によって禁止される武力の行使には当たらないということを申したわけでございまして、…要するに、我が憲法9条によつても否定していない自衛権、すなわち我が国の平和と独立を守るための自衛権、これは素手では行使できないわけでございまして、どうしても物的手段が要る、それが、いざというときにその効用を消滅してしまっているということじゃいかぬわけでございますから、いざというときのための物的手段を保全するというのは、これは当然の認められる手段ではなかろうか、そういう意味では、自衛権を行使するための物的手段の保全というのは人命を防護するための自然的権利に匹敵する重要な基本的な権利であろう、これでおわかりいただけるんじやないかと思います。

(政府統一見解)

＜自衛隊法第95条に規定する武器の使用について＞

(衆・防衛指針特委理事会提出 平11・4・23)

1 (略)

2 自衛隊法第95条に規定する武器の使用と武力の行使との関係

自衛隊法第95条に規定する武器の使用も憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。

すなわち、自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- (1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
- (2) 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できること。
- (3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること。
- (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- (5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、

あくまで現場に在る防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(国会答弁例)

〔参・防衛指針特委 平11・5・10
野呂田防衛庁長官 答弁〕

○田村秀昭君 ちょうどそのときに、第三国の民間の船がその国の避難民を乗せて移動しようとしているときに、その海上自衛隊の船の前で敵方の攻撃を受けたときには、海上自衛隊の船はその民間の船を攻撃している艦船に対して、あるいは魚雷艇に対して攻撃をすることはできますか。

○國務大臣（野呂田芳成君） もうこれは釈迦に説法のたぐいでございますが、私どもは、他国においても自国民の退避活動に際しては安全に万全を期するものと承知しており、敵対国からの攻撃が予期されるような状況で当該活動を実施することは想定されていないところであります。

しかし、一般論として申し上げますと、自衛隊法の95条においては自衛隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から、これを防護するため極めて受動的かつ限定的で必要最小限度の武器使用について規定をしております。

御指摘のような状況においては、他国船舶に関する不測の事態が同時に自衛隊船舶を破壊、奪取しようとする行為であるような場合には、これが同条の要件を満たす限りにおいて同条の規定に基づく武器の使用は可能であると考えております。

なお、自衛隊法上、自衛隊による武力の行使は、我が国に対する武力攻撃に際して防衛出動が下令された場合に自衛権の発動として行われるものに限られておりますから、一般論として申し上げますと、御指摘のような事態は我が国に対する武力攻撃に該当するとは判断されないものと考えます。…

〔参・外交防衛委 平13・12・4
中谷防衛庁長官 答弁〕

○國務大臣（中谷元君） … [編注：自衛隊法] 95条の規定は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成するものでございます。つまり、自衛隊の武器、火薬、弾薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備、液体燃料でありまして、他のPKO部隊の武器等は防護の対象とはなりませんし、また国連の物品や施設も防護対象ではございません。

地雷除去を初めとして、自衛隊がその業務において一時的にそのような放置された武器を保管することがあったとしても、そのような武器を我が国が防衛力を構成するものではないために自衛隊の95条の防護対象として守るということにはならないわ

けでございます。

[参・外交防衛委 平13・12・6]
〔福田内閣官房長官 答弁〕

○国務大臣（福田康夫君） ……国際平和協力法制定当時におきましては、自衛隊法第95条の適用を除外しましたのは憲法上の問題があったからということではなく、…当時の政策判断として我が国が初めてPKOに参加し国際平和協力業務を実施するに当たりまして、このような武器使用が事態の混乱を招くおそれがないかどうかはっきりしなかったため、まずは慎重に業務をスタートさせるべきという判断で適用除外規定を置くことにしたものです。

しかしながら、その後の6回にわたる自衛隊の派遣の経験を踏まえ、派遣先国において自衛隊法第95条を適用したとしても事態を混乱させることはないと考えられます一方、武器等の破壊、奪取を看過することにより隊員の緊急事態への対応能力の低下や治安の悪化につながる、そういうことも想定されることが認識されたようになつたため、政策判断として今般の改正により同条の適用除外規定を削除するということにしたものでございます。

以上のように、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官に対して自衛隊法第95条を適用することといたしましても憲法との関係で問題を生ずることはなく、したがって、憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないということを担保する意味で策定された参加五原則の目的の範囲内のものであるということでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平16・8・10 対仙谷由人・衆)

二の⑤及び⑯について

お尋ねは、法〔編注：旧イラク人道復興支援特措法〕第17条又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第95条の規定による武器の使用と憲法の禁じる「武力の行使」との関係を問うものと考えるが、これらの規定は、武器の使用が許される場合とその態様を明確に限定して規定しているところ、累次の政府答弁で述べているとおり、法第17条による武器の使用は、対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が自己等の生命又は身体を防衛するために必要な最小限の範囲で認められるいわば自己保存のための自然権的権利というべきものであり、また、自衛隊法第95条による武器の使用は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であつて、これらの武器の使用は、我が国領域外で行われたとしても、国家の人的・物的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為である「武力の行使」に当たらない。また、いわゆる「他国の武力の行使との一体化」の考え方とは、我が国の活動の具体的な内容や、これと他国の行う「武力の行使」

に係る活動との関係の密接性等の諸般の事情を総合的に勘案すると、仮に我が国自らは直接「武力の行使」をしていないとしても、我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであるが、前記の各規定による武器の使用は、専ら、自衛官が自己等の生命又は身体を防衛するなどのためにこれらの規定の定める要件に従つてのみ行われるものであって、右に述べた考え方によらしても、他国の武力の行使と一体化するものには当たらないと考える。

(国会提出資料)

<平成18年10月16日衆・テロ・イラク特委伴野豊君に対する久間防衛庁長官の答弁について>

(衆・テロ・イラク特委理事懇提出 平18・10・18)

(防衛庁)

- 1 テロ対策特別措置法に基づく活動は、現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域で行うこととされている。
- 2 また、仮に、補給中の米軍艦艇等へのテロなどを含む不測事態が生起した際の対応について、一般論として申し上げれば、当該米軍艦艇等は、自衛隊の指示に従うのではなく、米軍等の指揮統制の下、その生命・身体の防護等のために必要な行動をとると考えられるため、自衛隊が米軍艦艇を防護するために武器を使用する必要が生じる可能性は低く、基本的に想定されないものと考える。
- 3 他方で、不測の事態が生起した場合には、自衛隊の艦船は活動の実施を一時休止又は避難するなどして危険を回避することに努めることとなるが、他に手段がない場合には、自己等の防護のため、あるいは自衛隊の武器等の防護のため、武器を使用することが可能である。
- 4 その上で、万が一、まさに洋上給油を実施中の自衛隊の艦船と米軍艦艇とが極めて接近しているような場合には、自衛隊があくまで自己等や武器等の防護のために武器を使用することが、結果的に米軍艦艇に対する攻撃を防ぐ反射的効果を有する場合があり得ると考える。
- 5 久間防衛庁長官の国会答弁は、このような考え方に基づくものであり、従来の憲法解釈を変更するものではない。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平26・4・22
中島防衛省運用企画局長・小野寺防衛大臣答弁 対佐藤委員〕

○政府参考人(中島明彦君)… 先生御指摘の自衛隊法第95条の規定によりまして、車両を含みます自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官、このような自衛官は、当該武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、こういう場合には、その事態に応じまして合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが

認められております。国連PKOの活動におきましても、自衛隊の車両を守るための武器の使用といたしましては、一般的にこの95条による対応が想定されるところでございます。

かかる95条による武器の使用につきましては、累次政府がお答えしておりますけれども、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であります。このような武器の使用は我が国領域外で行われたとしても憲法9条の禁ずる武力の行使に当たらないとしておるところでございます。

○国務大臣（小野寺五典君） 現在、先ほどお話をありました、PKO活動に従事するために海外に派遣された自衛官は、現行法に基づき、自己の管理の下にある者の生命等を防護するために武器を使用することは可能ということになります。また、委員が御指摘がありましたように、例えば自衛隊の車両、無線機その他の防護について、これも防護のために武器等防護で武器の使用が可能ということになります。いずれにしても、管理下に置くものに関しては、人も物もこれは武器使用が可能だと思っています。…

〔参・平安特委 平27・9・4
中谷防衛大臣答弁 対和田委員〕

○国務大臣（中谷元君） 自衛隊法95条は自衛隊の武器等を防護するために認められているものであります。そのために、同条に基づいて海上保安庁の船舶、装備を防護するために武器を使用することはできません。

御指摘の状況〔編注：海上保安庁の装備に対して破壊や奪取が行われようとしているとき〕における自衛隊の対応につきましては、個別具体的な状況によって異なりますけれども、海上警備行動が発令されている場合であれば、自衛隊法93条1項が準用する警察官職務執行法第7条に基づきまして、海上保安庁の船舶や装備に所在する人員を防護するために武器を使用することができるということでございます。

7-C いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器の使用及びいわゆる「安全確保業務」を行う際の武器の使用

- (1) 政府は、憲法第9条の禁ずる「武力の行使」に当たらぬ武器の使用として、自己等を防護するための「いわば自己保存のための自然権的権利といるべきもの」である武器の使用や、自衛隊の武器等の防護のための自衛隊法第95条に規定する武器の使用があり、これらを超えるような武器の使用については、相手方が国又は国に準ずる組織である場合には、憲法第9条の禁ずる「武力の行使」に当たるおそれがあると解している。
- (2) P K O 法は、このような自己等を防護するための「いわば自己保存のための自然権的権利といるべきもの」である武器の使用等を超えるものとして、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器の使用及びいわゆる「安全確保業務」を行う際の必要最小限の武器の使用（注1）を可能としている。

これらの武器の使用が憲法第9条の禁ずる「武力の行使」に当たらない理由は、いわゆる「駆け付け警護」及びいわゆる「安全確保業務」を実施する場合にあっては、いわゆる P K O 参加 5 原則（注2）に加え、領域国及び紛争当事者の受入れ同意が、国際連合平和維持活動等及びこれらの業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることを要件とすること（P K O 法第6条第1項）により、国又は国に準ずる組織が敵対するものとして登場することがないことを確保しているからである。

(注1) これらの武器の使用については、自己等の生命等を防護し、又は従事している業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとされており、また、正当防衛（刑法第36条）又は緊急避難（刑法第37条）に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないとされている（PKO法第26条第1項から第3項）。

(注2) いわゆるPKO参加5原則については、455頁参照

(国会答弁例)

〔衆・国際平和特委 平3・9・30
工藤内閣法制局長官 答弁〕

○工藤（敦）政府委員 …まずPKF、国連の行いますPKFというのは、その行われる事態におきまして、安保理の決議等を受けて、しかも紛争当事者の同意、合意等があってその上で行われますものでありますから、それ全体として、まず武力の行使に当たるような武器使用はまずまずないだろう、かように存じます。

ただ、そこの中で認められております、国連文書によって私が承知しておりますところでは、場合によって、そのPKFの任務を達成する、それを実力をもって阻止しよう、そういう動きに対して武器を使用することも例外的に認める場合がある、かように言われております点から、まず全体として国際的な武力紛争に携わるものではないけれども、そういうものによって武力の行使に当たるようなケースが例外的でないわけではない、そういう形で私は申し上げているつもりでございます。

〔参・外交防衛委 平10・5・28
秋山内閣法制局第一部長 答弁〕

○政府委員（秋山收君） …お尋ねの任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用があったときに、これが憲法第9条1項で禁止された武力の行使に当たるかどうかは、ただいま述べました武力の行使の定義、すなわち「我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」というものにその行為が該当するかどうかということをやはり個別の事情に照らして判断するということになろうと思います。すなわち、このような武器使用はその状況によっては憲法の禁ずる武力の行使に該当することも多いと存じますが、それに該当しない場合もあり得るというふうに考えております。

〔参・外交防衛委 平13・12・6
津野内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（津野修君） …一般論として申しますと、この任務遂行を阻止する企てに対する武器使用と申しますのは、これはいわば自己保存のための自然権的権利というべきもの、これの枠を超えた武器使用となりまして、状況いかんによっては憲法第9条の禁ずる武力の行使に該当するということがないとは言い切れないということから、我が国PKO要員にこのような武器使用を認めることにつきましては憲法との関係で慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

〔参・外交防衛委 平13・12・6
津野内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（津野修君） …警護の内容自体もいろいろ議論があるところでございまして、これについては、政府部内で具体的に…法改正の検討が行われているというようなことは私ども承知しておりませんので、警護の対象者や行為の態様などははつきりしないというような状況の下で憲法第9条との関係を…具体的に申し上げるようなことはちょっと難しい問題であろうと思います。

ただ、警護任務を仮に的確に遂行するために、現行国際平和協力法その他の法律の武器使用規定の合憲性の根拠として今まで言ってきております、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものの枠を超える…武器使用が必要になるとすれば、そのような武器使用が憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれはおよそないと言えるかどうか、これはもう慎重にまた検討させていただかなければいけないという考え方でございます。

〔参・外交防衛委 平15・5・15
宮崎内閣法制局第一部長 答弁〕

○政府参考人（宮崎礼壹君） お尋ねのように、自衛隊の部隊の所在地からかなり離れた場所に所在します他国の部隊なり隊員さんの下に駆け付けて武器使用するという場合は、我が国の自衛官自身の生命又は身体の危険が存在しない場合の武器使用だという前提だというお尋ねだと思います。

…このような場合に駆け付けて武器を使用するということは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものだという説明はできないわけでございます。

…その駆け付けて応援しようとした対象の事態、ある今お尋ねの攻撃をしているその主体というものが国又は國に準ずる者である場合もあり得るわけでございまして、そうでありますと、…それは国際紛争を解決する手段としての武力の行使ということに及ぶことが、及びかねないということになるわけでございまして、そうでありますと、憲法9条の禁じます武力の行使に当たるおそれがあるというふうに考えてきたわけでございます。

したがって、これを逆に申しますと、…例えば相手方が単なる犯罪集団であることがはつきりしているという場合など、これに対する武器使用が国際紛争を解決する手段としての武力の行使に当たるおそれがないんだという状況を前提にすることができるという場合がありますれば、それは、それは別途そういう立法措置を取るべきだということは別にいたしまして、憲法上はそのような武器使用が許容される余地がないとは言えないというふうに、抽象的にはかように考えておるわけでございます。

〔参・外交防衛委 平15・7・15
石破防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（石破茂君） …これが国際標準ですというようなものが明文であるわけではございません。…PKOにおきましてもそれぞれで展開されるPKOにおいて違います。そしてまた各国とも、これが我が国の武器使用基準ですよというのを明らかにしておるわけではございません。

…それでは任務遂行型、いわゆるBタイプというのはどうなのだということでございますが、要するに、自らの身に危険が迫ればこれは正当防衛、緊急避難ということになるわけでございます。あるいは、物品がそういう状況になりますと、これは自衛隊法95条の武器等防護ということになるわけでございまして、…我が自衛隊を襲つたと、隊員の生命、身体にも危害を与えず、そして持つておる装備品にも危害を与え

ず、任務のみを妨害するというのは一体どういう概念なんだということを理屈の上からは考えなければいけません。

〔参・テロ防止特委 平15・10・9
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） …海外派遣された自衛隊の武器使用基準の緩和につきまして一般論をちょっと御説明したいと思います。

いろいろ観念の操作の議論になりますと恐れ入りますけれども、政府といたしましては、憲法9条の禁ずる武力の行使の意味は、基本的には国家の物的・人体組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考えております。その場合における国際的な武力紛争の意味につきましては、国家又は国家に準ずる組織の間で生ずる武力を用いた争いをいうものであると。

要するに、こういうものを我が国として海外派遣された自衛隊は行ってはならないと考えているわけでございますが、もっとも、自衛隊による武器の使用がおしなべて憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではなく、…PKO法などに定められております不測の攻撃に対して自分たちの身を守る武器の使用は、言わば自己保存のための自然権的権利というべきものであって、相手がたまたま国家又は国家に準ずる組織であっても、これは先ほどの武力の行使に該当するものではなく、憲法上許されるものであると考えておきます。

お尋ねのいわゆる武器使用の緩和でございますが、国連PKOにおきましても、武器使用基準は個々のPKO活動ごとに定められるものでありますと、統一的な基準というものが存在するわけではないと承知しております。

また、どのような態様でどのような武器を使用することを想定しているのか、具体論に入らないとなかなか一概に申し上げられないわけでございますが、そのような武器の使用が、従前の言わば自己保存のための自然権的権利というべきものなどとして認められてきたものを超えるものにつきましては、憲法9条の禁ずる武力行使に該当するおそれがありまして、個々のケースに応じて慎重に検討していく必要があると考えております。…

〔衆・イラク支援特委 平16・3・3
石破防衛庁長官 答弁〕

○石破国務大臣 …どういう場合は一概に申し上げられないのですが、少なくとも、従来から、武器使用は合憲ですよ、その根拠として申し上げておりますのは、自己保存のための自然的権利、こう申し上げておるわけで、任務遂行を実力で妨げる企てに抵抗するための武器使用というのは少なくともこれではない。国または國に準ずる組織が相手であった場合には、〔編注：憲法〕9条が禁じますがところの、先ほどの答弁でも申し上げましたが、武力の行使に該当するおそれがないわけではないという考え方をとっております。

しかし、何か奥歯に物の挟まったようなことを申し上げておりますのは、逆に申し

上げた場合に、相手が単なる犯罪集団であるとかいう場合に、国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為ではありませんというような状況、そういうような客観的な状況が設定をされた場合には、任務の遂行を実力で妨げる企てに対抗するための武器使用というものも憲法上許容されないわけではないというふうに考えております。…

〔参・本会議 平19・10・5〕
福田内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（福田康夫君） …イラク特措法に基づく人道復興支援活動を行う自衛隊の部隊には、いわゆる駆け付け警護、すなわち自衛隊部隊の活動している場所から遠く離れた場所にまで駆け付け、攻撃を受けている他国の軍隊等を救援するために武器を使用することは現行法上認められていないところでございます。…

〔衆・テロ・イラク特委 平19・11・1〕
宮崎内閣法制局長官 答弁

○宮崎政府特別補佐人 …警護任務ということにつきましては、これまで、自衛隊の海外の活動を根拠づけておりますPKO法なり現行のテロ特措法なり、一つも規定されておらないわけでございます。

それはなぜかということになると思いますけれども、今、駆けつけ警護とおっしゃいましたが、一般的に申し上げれば、警護というものは、内容あるいは対象について何を考えるか、さまざまございますけれども、かなりの程度、概して言えばというか物によってはといいますか、その任務を十全に遂行、達成するためには、武器の使用要件というものが、現在のPKO法であれば24条〔編注：平成27年法律第76号による改正前・現第25条〕、テロ特措法であれば12条に規定されている要件で十分であるかという問題、すなわち、これまでなぜそれが憲法上問題でないとされていたかというと、それは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものだからということで定式化してきたものを超えるものが必要じゃないかという問題を随伴するということであるために、それが今まで実現しなかったのだというふうに思います。

そうでありますと、そのようないわゆる自己保存のための武器使用というものを超えるものが全部だめだということを申し上げているわけではございませんけれども、そういう武器使用をした場合に、その武器使用の相手方が、いわゆる国または国に準ずる者、組織といったものに対して行った場合には、やはり憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがあるという問題もつとに指摘されてきたわけでありますし、したがいまして、例えば仮に武器使用の相手方が単なる犯罪集団であることが明確な場合など、その武器使用が武力の行使に当たるおそれがないと言えるような枠組みを設定することができる場合があれば、お尋ねのような任務を遂行するための武器使用でありますても憲法上許容されないわけではない、その旨はこれまで申し上げてきているわけでございます。

ただし、そのような枠組みをどう設定するか、できるかということにつきましては、十分な検討が必要かと存じます。

〔参・外交防衛委 平20・10・28
河村内閣官房長官 答弁〕

○井上哲士君 …、2003年の5月15日の当委員会で内閣法制局は、このいわゆる駆け付け警護につきまして、自己保存のための自然権的権利とは言えず、攻撃している相手が国又は国に準ずる組織だった場合に、憲法9条で禁じた武力行使に当たるおそれがあるとの見解を明らかにしております〔編注：平成15・5・15の参・外交防衛委における宮崎内閣法制局第一部長答弁 303頁参照〕が、政府のこの見解は変わっていないということでよろしいでしょうか。

○国務大臣（河村建夫君） ただいま御指摘の、いわゆる駆け付け警護に対する点でございます。この答弁の趣旨といたしましては、政府としては現在でもその考え方には変更はございません。

〔参・外交防衛委 平23・10・27
梶田内閣法制局長官 答弁〕

○山本香苗君 …他国の軍隊が攻撃を受けた際に武器を使用して反撃をするいわゆる駆け付け警護について、従来どのような憲法解釈がなされてきたのか、どういう解釈で憲法上問題があるとされてきたのか、お答えいただけますか。

○政府参考人（梶田信一郎君） …まず、憲法第9条第1項の武力の行使といいますのは、基本的には、我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと。ここでいいます国際的な武力紛争といいますのは、国又は国に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いをいうと、こういうふうに考えております。

憲法9条の下におきましては、こうした武力の行使はいわゆる自衛権発動の三要件が満たされる場合、これ以外の場合は禁じられているというふうに解釈をしてきておるところでございます。この武力の行使という概念、これは武器の使用を含みます実力の行使に係る概念でございます。

我が国の公務員がいわゆる自衛権発動の三要件が満たされる場合以外において武器の使用をすること、これが全て憲法第9条が禁ずる武力の行使に該当するかどうかというと、そういうわけではございませんで、武器使用の相手方が先ほど言いました国又は国に準ずる組織であった場合でありましても、憲法上の問題が生じないという武器使用の類型があるというふうにお答えをしてきているところでございます。

その一つのタイプが、いわゆる自己保存のためのもの、これはPKO法の24条〔編注：平成27年法律第76号による改正前・現第25条〕等に規定されているところでございます。…それから、二つ目のタイプといたしまして、自衛隊法第95条に規定する武器等を防護するためのもの、この二つのタイプがございまして、この武器使用は憲法上禁じられているものではないというふうに整理をしてきているところでござ

ざいます。

このうちの前者のタイプの武器使用でございますが、これは、不測の事態に対しまして、自己又は自己とともに現場に所在する我が国要員や自己の管理下にある者等の生命又は身体を防護するものでありまして、言わば自己保存のための自然権的権利というべきものでありますから、そのために必要な必要最小限の武器使用というのは、その相手方が國又は國に準ずる組織である場合でありますても、この憲法第9条の禁ずる武力の行使には当たらないというふうに解釈をしてきているところでございます。

…それで、お尋ねの駆け付け警護における武器使用についてでございますけれども、その具体的な内容が明らかではございませんけれども、自己の生命、身体の危険がない場合にあえて駆け付けて武器を使用するということであれば、先ほど申し上げました言わば自己保存のための自然権的権利というべきものの範囲を超えるというものであると考えられます。

したがいまして、こうした駆け付け警護における武器使用につきましては、これは國又は國に準ずる組織に対して行うという場合には憲法第9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがあると、こういう問題があるというふうにお答えをしてきているところでございます。

○山本香苗君 …我が国の自衛隊が、國又は國に準ずる組織から他国の軍隊が攻撃を受けた際に武器を使用する、使用して反撃することができるとするならば、従来の憲法解釈の変更が必要ということでよろしいですね。

○山本香苗君 …変えないでできるものではないということですね。

○政府参考人（梶田信一郎君） 従来の憲法解釈を前提にする限り、今申し上げました駆け付け警護というものは認めることについては問題があるということでございます。

〔衆・安保委 平24・11・8
近藤内閣法制局第一部長 答弁〕

○近藤政府参考人 …最初に武力の行使の議論がございましたけれども、憲法9条第1項の武力の行使について、…基本的には、我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為ということで、この国際的武力紛争というのは、よく言われます國または國に準ずる組織の間における武力を用いた争いということでございますので、憲法9条のもとでは、やはりこのような武力の行使というのは、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす場合以外は禁じられているというのがこれまでの政府の解釈でございます。

その上で、御指摘ございましたPKO活動、国連平和維持活動は、確かにおっしゃるとおり、国連の安保理等の決議に基づいて国連が組織して、国連の統括のもとに行われるものでございますけれども、そうであるとしても、これに参加する各国の活動がそれぞれの主権に基づく活動であるということが否定されるわけではありません

ので、やはり我が国の自衛隊の活動については、それが武力の行使に当たるというのであれば、憲法9条のもとでは許されないというのが従来の解釈でございます。

今、駆けつけ警護等の話がございましたけれども、そこは個々の要件とか具体的な内容というものを明らかにしていかないと、なかなか一義的に憲法との関係は申し上げられませんけれども、これまで武器の使用に関しましては、一般論として、いわゆる自己保存のための武器等の使用あるいは武器等防護のための武器の使用を超えるような武器使用については、相手方が国であるとか国に準ずる組織である場合には、やはり憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるという問題があるというふうに考えております。

このことを逆に申し上げれば、これも従来から申し上げておりますけれども、相手方が国または国に準ずる組織が登場しないような適切な枠組みができれば、駆けつけ警護等のための武器使用であっても憲法上許容されないわけではないというふうに考えております。…

〔参・外交防衛委 平26・4・10
小松内閣法制局長官答弁 対小野委員〕

○政府特別補佐人（小松一郎君） …PKO活動に伴って従事している自衛隊員がいわゆる武器を使用するということでございますけれども、従来、PKO法に基づきまして、言わば自己保存のための自然権的権利というべきものとして認めてきたもの、これは、PKO法たしか24条【編注：平成27年法律第76号による改正前・現第25条】にその武器使用権限の規定があると思いますけれども、こういうものを超える武器使用、今御質問のございましたいわゆる駆け付け警護、任務に対する妨害を排除するための武器使用と、こういう文脈で従来議論されておりますけれども、このような武器使用を国又は国に準ずる組織に対して行った場合には憲法第9条が禁ずる武力行使に該当するおそれがあると。これを裏から言えば、武器使用の相手方が国又は国に準ずる組織に当たらないことを確保する仕組みを設定することができるのであれば武器使用の権限を拡充することも憲法上許容されるであろうというのが従来の答弁でございます。

（閣議決定）

＜国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について＞

（抜粋）

（平26・7・1 閣議決定）

2 國際社会の平和と安定への一層の貢献

（1）（略）

（2）国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴

う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。…

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」…ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受け入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にはないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受け入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) (略)

(ウ) 受け入れ同意が安定的に維持されているか…については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平27・3・26
横畠内閣法制局長官答弁 対福山委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） PKO活動における治安維持活動における武器使用につきましては、従来から、武器使用の相手方が単なる犯罪集団など国家に準ずる組織でないことが明確であり、その武器使用が武力の行使に当たるおそれがないと言えるような枠組みを設定することができる場合には、治安維持活動における武器使用であっても、憲法上許容されないわけではないということを国会でも申し上げてきて

いるところであります。

〔衆・平安特委 平27・6・12
横畠内閣法制局長官答弁 対佐藤委員〕

○横畠政府特別補佐人 …その上で、さらに、これらのものを超えるような武器の使用、御指摘の、任務遂行のための武器使用あるいは駆けつけ警護といった、これらのものを超えるような武器の使用につきましては、相手方がまさに国家または国家に準ずる組織である場合には、やはり武力の行使に当たり憲法上の問題を生じるというふうに整理してきたものでございまして、御紹介いただきました、当時の内閣法制局の答弁【編注：平13・12・6の参・外交防衛委における津野内閣法制局長官答弁及び平15・5・15の参・外交防衛委における宮崎内閣法制局第一部長答弁 302頁及び303頁参照】もその趣旨を申し上げているものでございます。このような考え方には今回も全く変えておりません。

ただ、今般の法整備におきましては、PKO法の改正により、いわゆる自己保存のための自然権的権利というべきものである武器の使用等を超えるものとして、安全確保業務の実施を妨害する行為を排除するための武器使用、それと、いわゆる駆けつけ警護に伴う武器使用という権限を新たに認めてございます。

なぜそのようなことができるようになったのかということでございますけれども、これは先ほど申し上げたとおり、憲法第9条の禁ずる武力の行使に当たらないための理由は、まさに、国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場することがないということを確保しているからでございます。

今回の法整備におきまして、いわゆる安全確保業務及び駆けつけ警護を実施する場合にありますと、領域国及び紛争当事者の受け入れ同意がこれらの活動業務が行われる期間を通じて安定的に維持されることが認められるということを要件としており、そのことを担保しているわけでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・12
中谷防衛大臣答弁 対佐藤委員〕

○中谷国務大臣 いわゆる駆けつけ警護に伴う武器使用と任務遂行のための武器使用を行うに当たりましては、参加五原則が満たされており、かつ、派遣先国及び紛争当事者の受け入れ同意、これがPKO活動等及びいわゆる安全確保業務等が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められる必要があります。すなわち、国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないということが前提になっております。

今般の改正PKO法におきましては、この受け入れ同意の安定的維持について、国家安全保障会議における審議等に基づいて内閣として確認の上で業務を開始することや、これに懸念が生じた場合の業務の中止、または万が一これが認められなくなつた場合の業務の終了について規定をしております。

なお、中途で業務の終了を余儀なくされることがないように、派遣に当たっては、

特に受け入れ同意の安定的維持の判断に基づいて慎重を期すべきことは言うまでもありませんが、さらに、運用面におきましては、このような判断を適切かつ迅速に行うことができるよう、関係各国や国際機関等からの情報を含めまして、十分な情報収集に努めていく考えでございます。

このようなことから、御指摘のような武器使用が武力の行使にならないための仕組みというものはしっかりと確保されているということでございます。

〔参・平安特委 平27・8・25
安倍内閣総理大臣答弁 対福島委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） その中で、例えば駆け付け警護でございますが、いわゆる駆け付け警護は、現地治安当局等が対応できないときに、施設整備等のPKO活動を行う部隊が、他のPKO参加者やNGO等からの緊急の要請を受け、その侵害や危難から救うものであります。これまでには、駆け付け警護に伴う武器使用について、これを国家又は国家に準ずる組織に対して行った場合には憲法第9条が禁じる武力の行使に該当するおそれがあるとされてきたわけであります。

今般のPKO法改正においては、参加五原則が満たされており、かつ派遣先国及び紛争当事者の受入れ同意が我が国の業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることを要件として駆け付け警護を行うことができることとしたわけでございます。このような要件を前提とすれば、国家又は国家に準ずる組織は全て自衛隊の受入れに同意をしているわけであります。国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこないことは明らかでございまして、また、仮に当該同意が安定的に維持されると認められなくなった場合には、当該業務を中断の上、終了することとなるわけでございます。

このように、自衛隊が憲法の禁ずる武力の行使を行うことはなく、駆け付け警護の実施が憲法第9条との関係で問題となることはないわけであります。

7-D 海賊行為への対処のための武器の使用

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律による海賊対処は、国連海洋法条約の範囲内（注1）で、我が国の管轄権、具体的には我が国の統治権能の一部である警察権を公海上にまで及ぼし、私有船舶により私的目的で行われる略奪的な行為を海賊行為として定義し、国内法上の犯罪として規定した上で、我が国の管轄権（警察権）の行使として取締りや抑止を行うものである。

したがって、本法に基づく海賊対処行動については、我が国の法執行であるということに強制を及ぼす法的根拠があり、また、厳格な比例原則の下で、あくまでも私人を相手とするものであるということから、その際に認められている武器の使用（注2）は、「武力の行使」に当たるものではない。

（注1）海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号）

第101条 海賊行為の定義

海賊行為とは、次の行為をいう。

- (a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの
 - (i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産
 - (ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産
- (b) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為
- (c) (a) 又は (b) に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為

第105条 海賊船舶又は海賊航空機の拿捕

いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができ

る。拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。

(注2) 当該武器の使用については、警察官職務執行法第7条の規定を準用して武器を使用する場合のほか、航行中の他の船舶に著しく接近する等の海賊行為の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができるとされている（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第6条及び第8条）。

(質問主意書・答弁書)

(平20・12・24 対長島昭久・衆)

十六について

海賊行為への対処のため自衛隊法第82条の規定により海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、公海上において、海賊行為であって我が国の刑罰法令が適用される犯罪に当たる行為を行った者に対し、同法第93条第1項において準用する警察官職務執行法第7条の範囲内で武器を使用することは、国際法上問題となることはない。

また、このような武器の使用は、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に当たらない。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平21・6・4
横畠内閣法制局第二部長 答弁〕

○政府参考人(横畠裕介君) …まず、本法案〔編注：海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案。以下同じ。〕による海賊対処は、国連海洋法条約によって許される範囲内で我が国の管轄権、具体的に申し上げれば我が国の統治権能の一部であります警察権であり、これには厳格な比例原則の下での強制力が伴うものでございますが、これを公海上にまで及ぼし、我が国の法執行としてこれに服すべき海賊を取り締まるものでございます。そのために、本法案では海賊行為を定義し、これを国内法上の犯罪として規定した上で、海上警察機関である海上保安庁及びこれを補完する役割を担うものとしての自衛隊が海賊行為の取締り等に当たることを規定し、武器使用を含む所要の権限を付与しております。

本法案による自衛隊による海賊対処行動では、自衛官が私的目的による個人の行為として定義された海賊行為の抑止、取締りという職務を行うに当たって、武器の使用を含む強制力を用いることを認めております。法案の第6条の停船射撃はまさにその現行犯の海賊行為を制止するためのものでございます。これについては、当該自衛官の職務が我が国の法執行であるということに強制を及ぼす法的根拠があり、また、あくまでも私人を相手とするものであるということから、そもそも武力の行使に当たるものではないものと整理しております。

〔参・外交防衛委 平21・6・18
麻生内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) …海賊行為というものは、これは私的目的とした個人の犯罪行為であります。したがって、海賊行為への対処のためには、これは海賊行為であって、日本の刑罰法令が適用される犯罪行為に当たる行為を行った者に対して法令の範囲内で武器を使用するということは、憲法が禁ずる武力の行使とは全く違うものだと思っております。

〔参・外交防衛委 平21・6・18
宮崎内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（宮崎礼臺君） …この法案〔編注：海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案〕によります海賊対処は、PKO等の活動とも少し違いまして、国連海洋法条約の考え方沿いまして、公海上において私有船舶により私的目的で行われる略奪的な行為を海賊行為として定義し、国内法上の犯罪として規定しました上で、我が国の法執行として、すなわち我が国の管轄権の行使としてその取締りや抑止を行おうとするものであります。したがいまして、本法に基づいて行われる武器使用につきましては、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではないと整理することができると思っておりまして、なお、このことは、武器の使用主体が海上保安庁か自衛隊かによって異なるということはないものと考えております。

7-E 自衛隊法第94条の5に規定する武器の使用（在外邦人等の保護措置）

(1) 自衛隊法は、第84条の3において、自衛隊の部隊等が外国の同意に基づいてその統治権の一部である警察権をいわば代行・補完して行う事実行為として、当該外国の領域において在外邦人等の保護措置を行うことができることとし、第94条の5第1項において、当該保護措置を行う際に、保護対象者の生命若しくは身体の防護又は職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、必要最小限の武器の使用を可能としている（注）。

（注）当該武器の使用に際しては、正当防衛（刑法第36条）又は緊急避難（刑法第37条）に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないとされている（自衛隊法第94条の5第1項）。

(2) 当該武器の使用については、自衛隊が武器の使用を含む当該保護措置を行うことについて当該外国の同意があることに加え、当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為（注）が行われることがないと認められることを要件としており、これにより、このような武器の使用を含む当該保護措置が行われる場所に国に準ずる組織が存在しないことを担保していることから、このような武器の使用は、「武力の行使」に当たることはなく、憲法上の問題を生じることはない。

(注) 戦闘行為とは、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう（自衛隊法第84条の3第1項第1号参照）。

(閣議決定)

<国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について>

(抜粋)

(平26・7・1 閣議決定)

2 國際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) (略)

(2) 國際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア・イ (略)

ウ …我が国として、「国家又は國家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、…領域国との同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) (略)

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。

(ウ) …領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平26・7・15
安倍内閣総理大臣答弁 対西田委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） …領域国との同意に基づく邦人救出などの活動については、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することから、その範囲においては国家に準ずる組織は存在しないと考えられます。…

〔参・予算委 平27・3・23
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 現在検討しております領域国との同意に基づく邦人救出の活動につきましては、先ほどのお尋ねありました自衛権の行使としての武力の行使とは全く別のものとして考えております。いわゆる警察的な活動と称しておりますけれども、ただ、我が国の統治の及ばない他の領域において行われるものでございますので、その法的な性質は我が国の法執行としての警察活動そのものとは別のも

のと解しております。現地当局といいますか、の領域国の統治権の一部であります警察権、その代行といいますか、補助といいますか、補佐といいますか、そういう意味での事実行為を担当するという整理でございます。

そうは申しましても、我が国が行う活動でございますので、当然、我が国としてその活動の根拠となる法令を整備することが必要でございますし、その意味で、その活動は我が国の法令の定めるところに従いまして、かつ、現地の法令を尊重しつつ行うということになろうと考えております。

○大野元裕君 法執行とは別なもので相手国のその警察権限の代行というのは、これは国際慣習法上もあると私も理解をしています。だとすると、我が国の憲法との関係ですけれども、仮にそういったもの行使するとすると、憲法第31条が定めるデュープロセス、これを適用する範囲となるんでしょうか。また、適用する場合、それを担保するためにはいかなる措置が必要なんでしょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） あくまでも我が国の活動でございますので、憲法を始めとする我が国の法令にのっとって、従って行う活動でございますので、憲法に違反するような活動ができるわけではございません。

その意味で、閣議決定にもありますとおり、そのような実力を行使する活動ではございますけれども、当然厳格な比例原則というものが働くというふうに考えておりまして、31条もその意味では同じような、31条そのもの、例えば令状主義とか、そういうものについては、我が国の法執行ではございませんので、我が国の令状を得てということは、それは難しいと思いますが、現地当局、現地の法制に従ってそのようなものが必要であるならば、現地においてそのような手続というものが取られることは必要であろうかと思います。

○大野元裕君 ということは、これ、他国から令状を取り、あるいは他国から拘束に関する必要があれば他国の法律に従ってということでございますね。ということは、他国ができないような救出活動については、緊急性というよりもその能力の問題という判断になるんでございますか。ちょっとここは通告しておりませんけれども、確認させてください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 現地の法令によって求められている手続、あるいは現地の法令そのものをやはり尊重して行うということは前提としております。

○大野元裕君 申し訳ない、大事なところなので確認します。現地の手続、法令を尊重すると現地の手続、法令を遵守するはどう違うんでしょうか、今尊重とおっしゃいましたが。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 國際的に我が國の自衛隊が他国において活動するときに、現地の法令に拘束されるといいますか、それに従うという関係ではございませんで、あくまでも現地の法令を尊重して活動すると、そういう関係にあるものと理解しております。

〔衆・平安特委 平27・6・29〕

〔中谷防衛大臣答弁 対小田原委員〕

○中谷国務大臣 現在の自衛隊法の在外邦人の輸送で可能な措置は、外国における緊急事態に際して生命または身体の保護を要する在外邦人を安全な地域に輸送することに限られています。また、自衛官が在外邦人を守るために武器を使用することができるのは、自己の管理のもとに入っているときのみでございます。

これに対して、新たに設ける在外邦人等の保護措置は、外国における緊急事態に際して生命または身体に危害が加えられるおそれがある邦人について、法案〔編注：現自衛隊法第84条の3〕で定められた要件を満たせば、輸送のみならず、邦人の警護そして救出も可能にすることでございます。

この在外邦人の保護措置を行うためには、次の要件を満たす必要があります。すなわち、自衛隊が保護措置を行う場所において、領域国の当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること、そして、武器の使用を含む保護措置の実施について領域国の同意があること、そして、予想される危険に対して保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うために、自衛隊と領域国の当局との連携及び協力の確保が見込まれることなどが必要条件でございます。

〔参・平安特委 平27・9・14
安倍内閣総理大臣答弁 対水野委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ……今般新たに設ける在外邦人等の保護措置は武力の行使を伴わない警察的な活動として行うものであって、領域国の同意がある場合に、その同意が及ぶ範囲、すなわちその領域において権力が維持されている範囲で活動することを前提としているわけでありまして、このため、領域国の受入れ同意は、国際法上の要件としてだけではなくて、このような前提を確保することによって國又は國に準ずる組織が登場しないことを担保する、先ほど憲法上の要請を担保するということで申し上げたわけでありますが、要件の一つとしているものでございます。

7-F　自衛隊法第95条の2に規定する武器の使用（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護）

自衛隊法第95条の2に規定する武器の使用は、自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除く。）」に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為（注1）である。条文上も、同条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除く」ことが要件とされており、これにより、同項による警護が合衆国軍隊等による武力の行使と一体化しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為（国又は国に準ずる組織による攻撃）に対処することはない（注2）ものとし、したがって、自衛隊が「武力の行使」に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。

（注1）当該武器の使用については、武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとされており、また、正当防衛（刑法第36条）又は緊急避難（刑法第37条）に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないとされている（自衛隊法第95条の2第1項）。

(注2) ニカラグア事件に関する国際司法裁判所の判決(1986年6月27日)

(原文)

211. ... under international law in force today - whether customary international law or that of the United Nations system - States do not have a right of "collective" armed response to acts which do not constitute an "armed attack".

(仮訳)

パラ211 …今日効力を有する国際法の下では、それが慣習国際法であれ、国連システムのものであれ、国家は、「武力攻撃」を構成しない行為に対して「集団的な」武力による対応をする権利を有しない。

(閣議決定)

<國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について>

(抜粋)

(平26・7・1 閣議決定)

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

(1) ~ (3) (略)

(4) さらに、我が國の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が國の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が國の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国との要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・5・29
中谷防衛大臣答弁 対濱地委員〕

○中谷国務大臣 …新たに規定する自衛隊法95条の2は、自衛隊と連携して我が國の防衛に資する活動に、共同訓練を含みますが、現に従事している米軍等の部隊の武器等の防護について規定をするものでございます。これは、現行の95条の規定を踏まえて新設いたしました。

すなわち、自衛隊と連携して我が國の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等は、我が國の防衛に資する活動に現に用いられているものである以上、我が國の防衛力を構成する重要な物的手段に相当すると評価することができると考えられることから、これらの防護をするため、現行の自衛隊法第95条による武器の使用と同様の、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めたものでございます。

○中谷国務大臣 我が國の防衛に資する活動として当たり得る活動としては、例えば、我が國の平和と安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動、情報収集・警戒監視活動、自衛隊と米軍等が各種事態、状況のもとで連携して行う活動を想定した共同訓練、これが該当すると考えられます。

このような我が國の防衛に資する活動に自衛隊と連携して現に従事している米軍等の部隊の武器等は、我が國の防衛に資する活動に現に用いられているものである以上、我が國の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できると考えたから

でございます。

〔衆・平安特委 平27・7・8〕
中谷防衛大臣答弁 対畠野委員

○中谷国務大臣 重要影響事態となる場合は、既に武力紛争が発生している場合と、武力紛争が発生していない、例えば差し迫っている場合等が考えられますが、既に武力紛争が発生している重要影響事態の場合は、武力紛争に対処している米軍等の部隊に対する侵害行為は米国等に対する武力攻撃の一環として行われる可能性が高いと考えられるために、防衛大臣が、新設する自衛隊法第95条の2によって当該部隊の武器等の警護を行うという判断をすることは想定されておりません。

また、武力紛争が発生していないときの重要影響事態については、本条により、自衛隊と連携して補給、輸送等を行っている米軍等の部隊の武器等を警護することは考えられますけれども、警護の実施に先立って、防衛大臣において、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢、また米軍等の部隊の能力等を踏まえ、警護を行う必要性については慎重に判断をしてまいり所存でございます。

(国会提出資料)

<平成27年6月5日の吉村洋文議員の指摘事項について>

(衆・平和安全特別委提出 平27・7・1)

(防衛省)

「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」による改正後の自衛隊法第95条の2に規定する武器の使用は、自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除く。）」に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等といふ、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為である。条文上も、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除く。」と規定することにより、同条における自衛官による警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条に規定する武器の使用によって、戦闘行為、すなわち、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・3〕

〔中谷防衛大臣答弁 対吉田委員〕

○国務大臣（中谷元君） まず、要件は五つございまして、武器を使用できるのは職務上警護に当たる自衛官に限られる、そして、武器等の退避によっても防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用することができない、そして、武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づいて、事態に応じて合理的に必要と判断される限りに限られる、そして、防護対象の武器等が破壊される場合や、相手方が襲撃して中止をし、又は逃走した場合には武器の使用ができなくなること、そして、正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を加えてはならない、これが使用の要件でございます。…

（質問主意書・答弁書）

（平27・8・11 対藤末健三・参）

一及び二について

現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「新自衛隊法」という。）第95条の2第1項に規定する「アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織」（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊であって自衛隊と連携して同項に規定する「我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除く。）」（以下「我が国の防衛に資する活動」という。）に現に従事しているものの武器等は、当該我が国の防衛に資する活動において現に用いられているものであるから、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができると考えられる。

同項の警護を行うことのできる地理的範囲については定めていないが、同項の警護の対象となり得るのは、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等に限られる。

三及び四について

米国は、平成27年4月27日の「日米防衛協力のための指針」において、「平時からの協力措置」として、「自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する」としている。また、イタリア共和国に所在する国際人道法研究所が米国、カナダ、英国等の実務家の参加を得て平成21年1月に取りまとめた「交戦規定ハンドブック」等の文書においても、他国の部隊に対する武力攻撃に至らない侵害を現場において排除することは認められるとの考え方が示されていると承知している。

新自衛隊法第95条の2の規定による武器の使用は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であ

り、右に述べたところを踏まえると、国際法上認められるものと考えている。

一方、集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されているところ、新自衛隊法第95条の2の規定による武器の使用は、右に述べたとおり、武力攻撃に至らない侵害に対処するためのものであることから、集団的自衛権の行使には当たらないと考えている。

(国会提出資料)

<平成27年8月3日の吉田忠智議員の指摘事項について>

(参・平和安全特別委提出 平27・8・11)

(防衛省)

1. (略)

2. 「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については、例えば、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動、共同訓練が挙げられるが、警護を実施するか否かは、あらかじめ合衆国軍隊等から要請を受けた防衛大臣が、当該合衆国軍隊等の部隊が行う活動の目的・内容、当該部隊の能力、要請に係る当該部隊の武器等の種類、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢等を踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮した上で、個別具体的に判断することとなる。

3. 同条の「その他の外国」の範囲については、警護の対象となる合衆国軍隊等の部隊は自衛隊と連携して「我が国の防衛に資する活動」に現に従事する部隊であること、また、自国の武器等の警護を自衛隊に依頼するものであることという事柄の性質から、情報共有をはじめ防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある国におのづから限られる。

4. 同条の規定により使用できる武器の範囲については、自衛隊法第87条によって自衛隊が保有することのできる武器のうち、その事態に応じ合理的に必要と判断されるものに限られることになるが、具体的には個々の事態によって定まるものであり、一概にお答えすることは困難である。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・21
中谷防衛大臣 答弁〕

○蓮舫君 …空母や米軍艦船を守る自衛艦は、仮に守っている艦船を狙って発射された対艦ミサイル、それが飛来してきたら迎撃することができますか。

○国務大臣（中谷元君） それが戦闘行為の一環でありましたら、それはできません。いたしません。

ただし、不測の事態等に応じて確認できないような場合におきまして、我が国の自

衛隊に対してもそのようなケースがございますが、それと同様に米国等の船舶等にミサイル等がやられた場合、それが戦闘行為でないと判断した場合は防護ができるということでございます。

○蓮舫君 濟みません、戦闘行為じやないミサイルはどうやって飛んでくるんですか。

○国務大臣（中谷元君） 警護対象である米国等の部隊の武器に対するミサイルによる侵害行為が、戦闘行為、すなわち国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為に当たらない場合には、例えばテロリストがミサイルを使用してくるような場合であれば、本条により対処することは排除されないと考えられます。

なお、国際的な武力紛争が発生しておらずに、周囲にその徵候も認められない状況におきまして、自衛隊が米軍等の部隊とともに活動している現場で突発的に戦闘行為が発生するということは想定されないのでございまして、先ほど申し上げましたように、テロリストとか不審船、こういったものがミサイルを使用してくる場合であれば、本条により対処することは排除されないと考えております。

（質問主意書・答弁書）

（平27・9・4 対藤末健三・参）

二について

新自衛隊法第95条の2の規定による武器の使用は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、同条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除外。」と規定することにより、同項の警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらないと考えている。

〔参・平安特委 平27・9・4
中谷防衛大臣 答弁〕

○国務大臣（中谷元君） 重要影響事態について申し上げれば、武力紛争が発生している場合と武力紛争が発生していない場合があります。

お尋ねの武力紛争が発生している重要影響事態の場合は、当該武力紛争に対処している米軍等の部隊に対する侵害行為は米国等に対する武力攻撃の一環として行われるものと考えられるため、防衛大臣が95の2において当該部隊の武器等の警護を行うという判断をすることはできません。

〔参・平安特委 平27・9・9
中谷防衛大臣 答弁〕

○谷合正明君 …平成11年に〔編注：自衛隊法〕95条に関して、95条に規定する武器の使用について見解を示していただいたわけでありますけれども、これがそのまま今回も当てはまっているわけでありますし、武器等防護はそもそも武力行使とは明確に異なっているわけでありまして、改めて大臣の方から、この武器等防護、95条の2というのは武力行使とは明確に異なる、集団的自衛権ではないということを大臣の口から説明していただきたいと思います。

○国務大臣（中谷元君） 〔編注：自衛隊法〕95条の2というのは、あくまでも米軍等の武器等に対する武力攻撃に至らない侵害に対応するためのものであります。他方、新三要件に該当して存立危機事態が認定される場合におきましての武力行使は他国に対する武力攻撃を排除するためのものでありますと、両者は明確に異なるということであります。

具体的に申し上げれば、三点。まず、95の2におきましては、この対象となる部隊が自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事しているということだけではなくて、当該活動から条文上、現に戦闘行為が行われているという現場で行われるものと規定をしております。このように、条文上も、國又は國に準じる組織による戦闘行為に対して警護や武器を使用することがない、すなわち武力攻撃に対応するものではないということを明確にいたしております。

第二に、存立危機事態において、既に他国に対する武力攻撃が発生している場合にあるというのが存立危機事態でありますと、95の2におきましては、情報収集、警戒監視、共同訓練など、平素、重要影響事態であっても、あくまでも武力紛争が発生をしていない状況においてのみ適用されるものであります。

第三に、存立危機事態における武力行使は、事態に応じて必要最小限度であれば一つ一つの武器使用の様態について要件が定められているものではありません。95の2におきましては、現行の95条と同様に、一つ一つの武器について武器等の退避によってその防護が不可能である場合など、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できること、防護の対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止をし、又は逃走した場合に武器の使用ができなくなること、正当防衛又は緊急避難に当たる場合でなければ人に危害を与えてはならないことなどの厳格な要件が満たされていなければなりません。

以上のように、自衛隊法95の2は、条文上も、また適用される場面や武器使用においての要件も、集団的自衛権の行使とは明確に異なり、極めて受動的かつ限られたものになっております。

そもそも存立危機事態は、新三要件に該当し、我が国にとって武力を行使するほか手段がないという極めて緊迫した事態でありますと、95条に基づく限られた武器使用権限で対応できる事態ではございません。

このように、95の2が、事実上、集団的自衛権の代わりであるというような御指摘は当たらないものと考えております。

(質問主意書・答弁書)

(平27・9・25 対蓮舫・参)

一から五までについて

…重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）第2条に規定する後方支援活動（以下単に「後方支援活動」という。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、新自衛隊法第95条の2の要件が満たされる場合には、当該部隊等と連携して後方支援活動に相当する活動に現に従事しているアメリカ合衆国軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等の警護を行うことがあり得るが、重要影響事態安全確保法第6条第4項の規定により当該後方支援活動の実施の中止が命ぜられた場合や同条第5項の規定により当該後方支援活動の実施を一時休止することとされた場合には、当該合衆国軍隊等の部隊がもはや自衛隊と連携して当該後方支援活動に相当する活動に現に従事していないこととなるため、警護を行えないこととなる。

七について

防衛大臣は、合衆国軍隊等から警護の要請があった場合において、当該合衆国軍隊等の部隊が行う活動の目的・内容、当該部隊の能力、要請に係る当該部隊の武器等の種類、当該活動が行われる場所及びその周辺の情勢等を踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮した上で、戦闘行為が行われるおそれがなく、かつ、自衛官が警護を行うことが必要と認めるときに限り、指揮系統を通じて、当該武器等を適切に警護し得る自衛官に警護を命ずることとなる。

また、警護を行う自衛官は、万が一、戦闘行為が行われ、又はそのおそれが生じたときは、上官の命令に従い、警護を中止することとなる。

7-G 自衛隊法第84条の2に基づく遺棄機雷等の除去（掃海）

自衛隊法第84条の2に基づく機雷等の除去（掃海）は、我が国船舶の航行の安全等を確保するための警察活動（危険物処理）として規定されたものであり、外国による武力攻撃の一環として敷設されている機雷等に対処するものではない。

外国により、武力攻撃の一環として敷設されている機雷等を除去する行為は、一般にその外国に対する戦闘行動として、武力の行使に当たると解されるが、遺棄された機雷など、外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷等を除去することは、単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たらないから、憲法上禁止されるものではない。

※ ホルムズ海峡における機雷の事例（存立危機事態）については、3-D③c（85頁）参照

※ 他国の領域における機雷の掃海（武力の行使）については、3-F③b（121頁）参照

(質問主意書・答弁書)

(昭62・9・29 対黒柳明・参)

○質問主意書

三 本問題に関連して、中曾根総理は8月27日の衆議院内閣委員会で、「機雷掃海は武力の行使ではないから、自衛隊を派遣しても海外派兵には当たらない」として、法的には可能との答弁をしているが、機雷掃海が武力行使に当たらないとする理由は何か。また、それは機雷の状態（例えば敷設された場合、浮遊している場合、所有権が明らかか否か）で異なるか。

四 自衛隊法第99条〔編注：平成18年法律第118号による改正前・現第84条の2。以下同じ。〕は機雷等の除去を海上自衛隊の任務としているが、これは平時における我が国周辺の海域を対象としたものではないか。本条が適用される地理的範囲を示されたい。

○答弁書

三について

(1) 御指摘の…答弁は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第99条による機雷の除去に関する質問に対する答弁であるところ、浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遭棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとって障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である旨を答弁したものである。

(2) なお、一般に、機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的な状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言うことは困難である。

四について

自衛隊法第99条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、その時々の状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない。

(国会答弁例)

[参・内閣委 平9・6・16
大森内閣法制局長官 答弁]

○政府委員（大森政輔君） 機雷の除去が武力の行使に当たるか否か、これはいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われたか等により判断されるべきものでございまして、一概に言うことは困難であるわけでございますが、一般的に申し上げますと、外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがいまして、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではございません。しかしながら、それ以外の場合には憲

法上認められないのでないかと考えている次第でございます。

これに対しまして、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たりませんので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷の掃海に関する私どもの基本的な考え方でございます。

〔参・外交防衛委 平26・4・10
木原防衛大臣政務官 答弁〕

○佐藤正久君 …防衛大臣、遺棄機雷と敷設機雷の違いというのは何でしょうか。

○大臣政務官（木原稔君） 一般論として申し上げると、機雷が遺棄された機雷であるか否かにつきましては、四つの要素があると考えております。一つ目は敷設国の意思の表明、これは他国への通知、通告等の有無であります。二つ目は当該機雷の所在する海域。三つ目は当該機雷の性質、これは浮遊しているか定置されているかなどや、敷設の態様ということでございます。四つ目は戦闘全般の状況や周囲の国際情勢。こういった要素を総合的に勘案して判断すべきものと考えております。

〔参・決算委 平26・6・9
横畠内閣法制局長官答弁 対井上委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 一般論として申し上げますと、従来から政府は、機雷の除去について、遺棄された機雷など武力行使の一環としての意味を有しない機雷については、我が国船舶の安全確保のために必要な場合には自衛隊法第84条の2に基づき除去することができるが、外国による武力行使の一環として敷設されている機雷の除去は、一般に当該外国との関係で我が国による武力の行使に当たると解され、我が国に対する武力攻撃が発生していない状況下でこれを行うことは憲法上許されないと考えているとお答えしてきているところでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・8・28 対藤末健三・参)

七について

お尋ねの「遺棄機雷であるという認定」については、個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、「どのような場合が正当な認定である」かについては、一概にお答えすることは困難である。

八及び九について

遺棄された機雷など、外国による武力攻撃の一環として敷設されているのではない機雷を除去することは、敷設国に対する戦闘行動としての性質を有さないため、「武力の行使」には当たらず、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第84条の2の規定に基づき実施することが可能である。

他方、一般に、事実上の停戦状態となつたとしても、正式な停戦合意がなされる前であれば、他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為は、

「武力の行使」に当たり得る。また、一旦他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷が、具体的にいかなる時点で遺棄された機雷となるかを予測することは、現実的には極めて困難である。

このように、具体的にいかなる時点で遺棄された機雷となるかの見通しが立たない段階において、同条の規定に基づく機雷等の除去のために、掃海艇等を事前の準備として近傍に展開することは想定されない。…

7-H 自衛隊法第82条の3に基づく弾道ミサイル等への対処

憲法第9条の下においては、「武力の行使」は、武力の行使の三要件が満たされた場合を除いては、我が国としてこれを行うことはできないと解しているが、自衛隊法第82条の3に基づく措置は、我が国に飛来する弾道ミサイル等について、武力の行使の三要件が満たされたと認めるに至っていない状況において、我が国として、専ら国民の生命・財産に被害を生ずることを防止するための必要最小限かつ現段階の技術においては唯一の措置として、その飛来する物体を単に破壊するという極めて受動的・限定的な行為を行うにとどまるものであって、広い意味での警察権の行使に相当するものと位置付けることができる。

この措置は、他国との国際的な武力紛争の一環として、すなわち、武力の行使として行うものではない。

(注) 自衛隊法第82条の3による弾道ミサイル等の破壊措置は、武力の行使として行うものではないが、自衛隊の行動として行う軍事的な実力の行使であることに変わりはなく、当該弾道ミサイルの発射国の存在を考慮すると、憲法第9条との関係においては、一般論としては、

- ① 我が国に向けて飛来する弾道ミサイルについては、当該弾道ミサイルの発射が、実際に我が国に対する武力攻撃であった場合においても、問題が生じないと考えられるのに対して、
- ② 他国に向かう弾道ミサイルについては、当該弾道ミサイルの発射が実際に他国に対する武力攻撃であった場合には、我が国が武力の行使として当該他国のためにそれを撃墜することは、武力の行使の三要件を満たさない武力の行使との評価を受けることがないとはいはず、憲法との関係で問題を生じ得るものといわざる

を得ない。

一方、他国に対して飛行する弾道ミサイルを撃墜することについて、武力の行使ではない部分（破壊措置）というものがあり得るか否かは、将来の技術の進展等に応じて検討すべき事柄であろう。

※ 弾道ミサイルによる我が国に対する武力攻撃の発生については、3-B②(49頁)
参照

※ 誘導弾等の発射基地に対する攻撃については、3-F③a(115頁) 参照

※ 我が国有事の場合の弾道ミサイル対処については、3-G③(134頁) 参照

(内閣官房長官談話)

○弾道ミサイル防衛システムの整備等について

(平15・12・19 福田内閣官房長官談話)

1~3 (略)

4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るために純粹に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。

5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることがないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。(以下略)

(国会答弁例)

〔参・本会議 平16・1・22
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) …同システム [編注: 弾道ミサイル防衛システム] はあくまでも我が国を防衛することを目的とし、我が国の主体的判断に基づいて運用し、他国の防衛のために用いられることがないことが確保できるものであり、集団的自衛権の問題は生じないと考えております。…

〔衆・安保委 平17・2・24
大野防衛庁長官・阪田内閣法制局長官 答弁〕

○大野国務大臣 …ミサイルが飛来する場合、…急迫不正でありという自衛権発動の三要件ですね、…それに当たるのかどうか、こういう問題があろうかと思います。誤射の問題とか、あるいは過って落ちてくる、こういう場合もあろうかと思います。

しかし、このミサイル防衛の一番大切な問題というのは、これを放置しておけば必ず落ちる、日本に落ちて国民の財産生命に多大な被害を与える、これはどんなことがあっても防がなきやいけない。即応性、これが一番であります。…

したがいまして、自衛隊の任務としては、自衛権の発動という問題、それからもう一つは公共の維持という問題、二つあろうかと思いますけれども、強いてこれを分類するとすれば、警察権というか公共秩序の維持、こういう意味で分類できるのかなというふうに思うわけでございます。…

○阪田政府特別補佐人 …言うまでもありませんけれども、武力攻撃事態であることが認定され、したがって、防衛出動が下令されているという状況のもとでミサイルを破壊するという措置は、これは当然に自衛権の行使として行われるということであり

ます。

ただ、…そのためには、武力攻撃事態法にのっとって自衛権の発動要件が満たされているということの認定が必要であります。具体的に言いますと、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、それから他に手段がないこと等々の判断をしなければいけない。

今回の法制〔編注：現自衛隊法第82条の3〕は、あくまでも自衛権発動の要件が満たされたと認めるには至っていないという状況のもとで、我が国に向かって飛来し、それから我が国に対して被害をもたらすであろうミサイルを撃ち落とす、破壊するということでありますから、自衛権の行使としてなされるものではないということであろうかと思います。

○阪田政府特別補佐人 お尋ねのような日本以外の国に飛んでいくミサイルの撃墜ということは、今回の法制化に当たって全く想定をしておりませんので、あくまでも仮定の議論ということであろうかと思いますが、その上であえて申し上げるといたしますと、ある国からほかの国に対してミサイルが発射された、それがその国の武力攻撃の一環としてなされたものであるということだとすれば、それを、他国に向けて飛行するその弾道ミサイルを自衛隊が撃墜するという行為は、我が国に対する武力攻撃はまだ発生していないという今の先生の前提で申し上げますと、にもかかわらず我が国がそれを撃墜するわけですから、我が国の武力行使にほかならないというふうに評価できると思います。そうだとしますと、そういう中で我が国が武力行使をするということは、ちょっと憲法上疑義があるといいますか、どういう根拠で武力の行使ができるのかということになるのではないかというふうに考えております。

○阪田政府特別補佐人 …我が国に飛んでくる、飛来する弾道ミサイルを破壊する、撃墜するという行為は、常に必ず警察権だということでは全然ないですね。したがって、むしろどちらかというと、これは私は軍事のことはわかりませんけれども、あらかじめ備えをして、防衛出動が下令されて、その中で、その一環として対処することが多いのかと思いますが、それはもうあくまでも我が国も実力の行使として、武力の行使として行うということであります。

そういうような条件が整っていないときに、では、黙って落ちてくるのを見ているのかねということに対して対応するというのが今回の措置。それは、自衛権の発動、先ほど言いましたように、国会の承認等もございますが、そういう手続をとっていないものですから、自衛権の発動ができる場合だという認定がなされていないという中でやること、それは、事柄の性格上武力の行使ではない、したがって自衛権の行使ではない。

そうだとすると、それは、警察権というのは定義にもよると思うんですけども、やはり国民の生命あるいは財産を保護する、公共の秩序を維持するというようなのが国家権力の当然の役割として負わされているんだと思いますね。そういうことを果たすというような趣旨で行使する作用だ、権限だというふうにとらまえますと、黙っておると我が国に被害がもたらされるようなものを落とすということは警察権の作用と

いうふうにとらまえられるというふうに防衛庁長官はおっしゃったんだというふうに理解しております。

それに対しまして、全く我が国に被害がもたらされるおそれがない、ただ武力攻撃としてA国からB国に飛ばされている弾道ミサイルを途中で邪魔をするという行為は、これは、いかなる意味でも警察活動と言うことはできないわけですね。これは、武力の行使、まさに実力をもってこれを阻止するということに当たるとしか言えないということありますから、警察権の行使とは言えないというふうに申し上げているわけです。

○阪田政府特別補佐人 我が国に向けて飛来する、我が国に落ちるであろう弾道ミサイルを破壊する、これはなぜ必要か、武力の行使として、あるいは自衛権の行使としてでなくとも、どうして必要かというと、これは我が国に被害が及ぶからですね。これは弾道ミサイルでなくても全く同様なわけでありますけれども、人工衛星の燃えかすといったようなものもあり得ると思うんですが、これは、日本の持てる力をもって、これは自衛隊でなくてももちろん構わないわけですけれども、その被害を予防するように必要な措置を講じなければいけないということを今回規定したということでありまして、外国に、日本以外の国に飛んでいくというのは、とりあえず日本に対して被害は直接及ばないですから、それをどういう根拠で主権国家、我が国がそれに対して対応しなきゃいけないのかというのが、ちょっと国際法上の根拠も含めてよくわからないということあります。

○阪田政府特別補佐人 我が国が他国に対して飛来しているミサイルを撃ち落すという行為が集団的自衛権の行使になるかどうかというのは、これは、その向けられた他国がどういう対処をするかということによって決まる面もありますので一概には言えないと思いますけれども、集団的自衛権の行使になるという場合もあるでしょう。しかし、集団的自衛権の行使以外はすべて武力の行使ではないんだということでもないわけですね。むしろ、例えば国連の集団安全保障、イラクで今行っているような活動であるとか、ああいうようなものも武力の行使に当たる場合がもちろんありますし、それ以外に、侵略戦争、違法な武力の行使もあるわけですから、およそ集団的自衛権の行使でなければ武力の行使でないということにはならないと思います。

いずれにしても、我が国としては、自衛のために、我が国を守るために必要最小限度の武力の行使以外の武力の行使は憲法9条によって許されていないというのが従来の政府の解釈である。

その点を踏まえて考えてみると、集団的自衛権の行使であるか否かということに関係なく、武力の行使に当たるような行為をやる、とりあえず、その憲法上の根拠があるかどうか、それから、国際法上それは一体何なのかということも含めて議論をしなければいけないわけです。それは、武力の行使ではないという部分があるとすればですね。（松本（剛）委員「あるから今法律をつくっているわけじゃないですか。まあ、いいですけれども」と呼ぶ）それは、我が国に飛来する弾道ミサイルでありまして、他国に対して飛来する弾道ミサイルについてそういう余地があるかどうかという

のを今回の法制化に当たっても検討したわけではございませんので、なおそこはよく議論してみる必要があろうかと思います。

〔参・本会議 平17・3・18
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○浅野勝人君 …仮に日本を攻撃する目的でノドンが飛んできた場合、個別の自衛権を行使して迎撃できます。ところが、グアムやハワイに向けてテボドンが発射され、日本の領空を通過する場合、憲法は集団的自衛権を認めていませんから、一切手出しはできません。同盟国のアメリカへ向けて飛んでいくミサイルを見上げているだけというのも、それで済むのかという思いがいたします。弾道ミサイル対応を理論的に再構築しておく必要を感じますが、総理はいかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） …日本の上空を通過し、他国領域へ飛行する弾道ミサイルへの対応でございますが、我が国の弾道ミサイル防衛は、我が国国民の生命、財産を守るために、我が国に飛来する弾道ミサイルへの対処を目的としております。他国に向けて飛行する弾道ミサイルは、飛行の方角や高度の違いによって区別することが可能であり、これらについて対処することは考えておりません。…

〔衆・安保委 平17・3・25
大野防衛庁長官 答弁〕

○大野国務大臣 …防衛出動が下令されている場合、これはもう論外としておきます。されていない場合で、まず、原因はどうであろうとも飛んでくる、これは、ほっておきますと国民の生命財産が危なくなるわけですから、これは必ず撃ち落とさなきやいけない、こういう使命があると同時に、同じような重みで、やはりシビリアンコントロールというのを確保しなきやいけない、これをどう考えるかという問題であります。

そういう意味で、今回の法制というのは、国民の生命財産に対する被害を防止するため、我が国として必要な措置をとった。その必要な措置、これは自衛権の行使といううらえ方じやなくて、いわば自衛隊法上の任務として、公共の秩序の維持というふうにしております。これをあえて整理するとなれば、警察権の行使というふうに位置づけてもいいのではないかと思っております。…

〔衆・安保委 平17・3・25
横畠内閣法制局第二部長 答弁〕

○横畠政府参考人 …他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、御指摘のとおり、今回の法制化に当たっては全く対象としていないわけでございます。

また、…純粹に理論的な問題としてお答えさせていただきたいと思いますけれども、他国に向けて飛行する弾道ミサイルが実際に事故や誤射によるものであって、武力攻撃ではないものであって、かつ、その時点においてそのことが明らかであるというような場合でありますれば、それは、自衛権あるいは御指摘のような集団的自衛権の問題になるということはないと考えております。

○横畠政府参考人 ミサイル発射というものを一般的にどう評価するかという前提が

あるわけでございますけれども、弾道ミサイルが発射された場合、直ちにこれを我が国あるいは他国に対する武力攻撃であると断することは、それ自体また難しいというのが今回の法制の前提でございます。さらに、そうは申し上げましても、その手段の性質から見て、相当程度に武力攻撃として行われた可能性というものが含まれているわけでございまして、その意味で、先ほど申し上げましたように、武力攻撃でないということが明らかな場合というのは、またそれ自体非常に少ないのでないかというふうに考えております。

すなわち、灰色の部分というのが相当多いのですけれども、その両端の明確な部分というのは相当少なくて、武力攻撃であるということが明らかなものも、前提状況によりますけれども全くないとは申し上げませんけれども、通常、いきなり発射されたときに直ちにそれを武力攻撃であると断することはなかなか難しい。

それと同程度あるいはそれ以上にそれが武力攻撃でないということが明らかであるということを認定するのもなかなか難しいというか、ほとんどそういう場合はなかなか想定されないであろう、そういう前提に立って申し上げるわけでございますけれども、我が国に向けて飛来する弾道ミサイルにつきましては、これが実際に我が国に対する武力攻撃であったとしても、それは我が国から見ますれば、客観的に申し上げれば、自衛権の行使としてそれを破壊するということが許される場合、憲法上も国際法上も当然許される場合に当たりますので、法制的には警察権という、先ほど申し上げた警察権のような形で御説明を申し上げておりますけれども、客観的に評価したときに、自衛権として見たとしても、それは許される場合に当たるのであろうかというふうに思っています。

他方、他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのでないかと考えておりますし、それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。

〔衆・事態対処特委 平17・3・31
阪田内閣法制局長官 答弁〕

○阪田政府特別補佐人 …武力の行使については基本的には、…国家の物的、人的な組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為ということなのでありますね。

…それは国際的な武力紛争の一環として攻撃の意図を持って日本に対して、我が国に対してミサイル発射されたものだ…、他に手段がない、これはもう我が国の軍事的実力をもって侵害を排除する以外にないというような判断をした上で防衛出動を下令する、武力攻撃事態認定をするというような仕組みになっておるわけでありますけれども、ミサイルはそういう手続をとっていて、間に合うことはもちろんありますけれども、間に合わない場合もあれば、必ずしも、その発射があった、飛来があったとい

う事実だけで直ちに急迫不正の侵害があった、武力攻撃があった、かつ他に手段がないんだというふうに断ずるに至らないという場合にも、これは事柄の性格上対応せざるを得ない。

そのときの対応の仕方として〔編注：自衛隊法〕82条の2〔編注：平成21年法律第55号による改正前・現第82条の3〕という枠組みをつくり、それは今言ったような意味で、国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為ということではなくて、これを撃ち落とす、物理的に撃ち落とすという意味ではやはりある程度の力は使わざるを得ないわけで、そういう意味で力をもって撃ち落とすということをやっている。それは力を使うから、…すべてが武力の行使だということにはならないということを申し上げておる次第であります。

〔参・外交防衛委 平17・7・5
大野防衛庁長官 答弁〕

○荒木清寛君 …自国の警察権が及ぶ範囲というのは領土、領海、領空であると言われております。しかし、今回のイージス艦からの射撃というのは公海やその上空あるいは大気圏の宇宙空間、これは当然我が国の領域ではないわけですね。そういうところにも、そういうところに対しても射撃をするわけでありますけれども、このことは何か法的に矛盾はありませんか。

○国務大臣（大野功統君） 問題は、…公海の上の上空はどうなんだろうか、こういう問題でありますけれども、一つは、これはあくまでも、我が国の領域に飛来することがはっきり判断されて、我が国の国民の生命、財産に被害を及ぼす、それを防止するための措置であって、この我が国に飛来する弾道ミサイルを破壊するだけの行為である、他国に対する武力行使ではありませんよ、これは明快にしておきたいと思います。

それから、弾道ミサイルを破壊しなければ我が国領域における国民の生命、財産に對しましては重大な損害が発生する、被害が発生する、これを防止するために他に手段がない、こういうことでございます。その場合に他の国の領域にまでは及ばない、このことはひとつ御理解いただきたい。

公海の上空あるいは大気圏外の上空でございますけれども、権限行使の範囲は領域及び必要な場合は領域外に及び得る、そういう意味で、公海の上それから大気圏外、ここにも権限行使はできるものと、このように解釈しているわけでございます。

そういう意味で、他の国の領域には及ばない、しかしながら公海の上あるいは大気圏外でも権限は行使し得る、この解釈でございます。

○国務大臣（大野功統君） 同じ武器を使っても、それが言わば武力の行使になるか、それとも警察権なのかと、こういう問題でありますけれども、武力の行使、いわゆる憲法第9条に言われております武力の行使ということにつきましては、基本的には、国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為というふうに解釈されているわけでございます。

…今回の法制に基づく措置というのは、我が国に飛来する弾道ミサイルについて自衛権の発動の三要件がまだ確認されていない、こういう状況でございます。したがいまして、我が国としてはほかの国を、他国を攻撃する意思はその時点ではないわけあります。武力行使とは言えません、…専ら国民の生命、財産を守るんだ、こういうシステムでございます。

そういう意味で、必要最小限の現段階の技術という意味では該当するかとも思いますけれども、全体として言えば、言わば同じ武器を使っても、それは武力行使ではないそして自衛権の発動にも当たらない、極めて受動的で限定的な行為である、必要やむを得ざる当然の行為である。ほっておけば日本に飛来して国民の生命、財産奪うわけですからね、これは政治の責任として絶対責め落とす。

しかし、その解釈としては、戦争をするんじやありませんよ、自衛権の発動でも、まだもうこれも確認できません。したがって、そういう意味で、強いて仕分すれば警察権の行使と、こういうことでございまして、…。

[衆・平安特委 平27・6・29]
中谷防衛大臣・横畠内閣法制局長官 答弁

○中谷国務大臣 現状におきましては、他国において武力紛争が行われているが我が国に対する武力攻撃の発生には至っていない段階で、他国に対する武力攻撃の一環として発射された弾道ミサイルを迎撃する行為は、国際法上、一般に集団的自衛権の行使と評価をされて、警察権による正当化をすることは困難でございます。

また、他国において武力紛争が行われておらず、我が国に対する武力攻撃の発生にも至らない段階で、武力行使の一環として発射されたものでない他国に向けた弾道ミサイルを迎撃する行為は、警察権による正当化も排除されているわけではありませんが、現行の自衛隊法第82条3に基づく措置は、他国に飛来するミサイル等を対象としているということでございます。

○長島（昭）委員 これは、法案〔編注：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案〕が仮にここで成立したとしても、状況は同じですか。

○横畠政府特別補佐人 今回の法案の中身ということでございますけれども、御指摘の点についての手当てはしてございませんで、いわゆるミサイル防衛については、我が国に向かうミサイルについての措置のみでございます。

7 - I 警察権の限界

(1) 我が国の警察権は、我が国の統治権の一部であり、我が国の領域外においても、我が国の統治権の及ぶ範囲内においては行使することができるが、相手方が、武力攻撃を行っている国又は国に準ずる組織である場合など我が国の統治権の及ばない者である場合には、我が国の警察権により対処することができるものではない。

(2) 他国が国際的な武力紛争の当事者となっている場合に、我が国が当該武力紛争の相手国による武力攻撃から当該他国の艦船を防護するため実力を行使することは、我が国の統治権の及ばない当該武力紛争の相手国に対する実力の行使であり、海上警備行動などの警察権の行使として行い得るものではなく、武力の行使に当たるものである。

そのような場合に、我が国が当該武力紛争の相手国による武力攻撃から当該他国の艦船を防護するため実力を行使するためには、武力の行使の三要件を満たし、手続としては、事態対処法及び自衛隊法の規定に従って防衛出動を下令することが必要である。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平21・6・4
横畠内閣法制局第二部長答弁 対浜田委員〕

○政府参考人（横畠裕介君） …御指摘のPKO活動等は我が国の統治の及ばない国外の領域において行われるもので、その法的性質も我が国の法執行ではないことから、我が国の統治に服するものでもない他国民に対して自衛隊が武器を使用して強制力を発揮することについては、その法的根拠についての議論が必要であることを始め、その相手方が国又は国に準ずる者である場合には憲法第9条が禁ずる武力の行使に当たるおそれがあるという問題がある…。

〔衆・外務委 平25・6・21
林内閣法制局第二部長答弁 対長島委員〕

○林政府参考人 …先生から御指摘がございました質問主意書に対する答弁書〔編注〕におきましては、相手方が国籍を有していない船舶である場合、すなわち、公海上にあっても我が国の管轄権を及ぼすことができる場合において、海上保安官が、海上において我が国の法令上の犯罪を取り締まるため、海上保安庁法第20条第1項に基づき当該船舶の乗組員に対して武器を使用することについて、国際法上問題となることはなく、また、憲法第9条が禁ずる武力の行使に当たることはないお答えしたものと承知しているところでございます。

このような武器使用は、我が国の統治権の及ぶ者に対して、我が国の公権力である警察権の行使として行うものであり、相手方が我が国の統治権の及ばない他国または国に準ずる組織であることが明らかな場合に、これに対してこのような武器使用を行うことは、警察権の範囲を超える、また、自己保存を超える武器使用である場合には、憲法第9条の禁ずる武力行使に当たるおそれがあるものと考えているところでございます。…

〔編注〕

（平20・10・21 対長島昭久・衆）

二について

お尋ねの事例が定かでなく、一概に述べることは困難であるが、例えば、お尋ねの「国籍不明の不審船」が、国籍を有していない船舶である場合、海上保安官が、海上において我が国の法令上の犯罪を取り締まるため、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第20条第1項に基づき当該船舶の乗組員に対して武器を使用することは、国際法上問題となることはない。また、このような武器の使用は、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に当たらない。

〔衆・外務委 平25・11・27
近藤内閣法制局第一部長答弁 対長島委員〕

○長島（昭）委員 法制局が来ておられますから伺いたいんですけども、これは国内法上、武力攻撃が起きているわけではない。さっきから申し上げているように、武力攻撃ではないんですね、この事態は。武力攻撃未満の事態なんですね。いわゆるグ

レーボーンです。グレーボーンの事態で、相手が政府の公船だ、それが上陸を試みる。

我が国の法制度の中で、この上陸を武器を使用して阻止する、そういう権限は海上保安庁に与えられているんでしょうか。

○近藤政府参考人 お答えいたします。

あくまでも一般論ということでございますが、我が国に対する武力攻撃とまで認められないような不法上陸事案ということを今先生お話しされましたけれども、そういう案件については、私どもは、我が国国内法令に基づき、警察権によって対処することになるというふうに思います。

お尋ねの、相手方が警察機関というようなお話をございましたけれども、そういうケースであっても、我が国の領域において我が国の統治権として警察権行使することは排除されないというふうに考えております。

○長島（昭）委員 警察権を行使するというのは、いわゆる警職法に従って武器使用が許されるということでしょうか。すなわち、正当防衛、緊急避難以上のこととはできないという理解でしょうか。

○近藤政府参考人 実際の武器使用については、発生した事態の具体的な状況に応じて関係当局で適切に判断されるものだというふうに思いますけれども、海上保安官の武器使用については、海上保安庁法第20条第1項で準用する、警察官職務執行法第七条の定めるところによるというふうに法制度としては考えております。

○長島（昭）委員 すなわち、領土が侵される蓋然性が高い事案であって、さっき海上保安庁次長から説明があったように、進路規制をしたり、あるいは退去要求をする、それも振り切って上陸を試みるような事案があった場合に、それを阻止するための武器使用、正当防衛や緊急避難以外に、我が国の領土を保全する、そういう法益を守るために武器使用はできない、こういう理解ですか。

○近藤政府参考人 今お話をございましたような根拠、警察官職務執行法上の武器使用、警察権に基づく武器使用でございますので、あくまでもそこに規定されています要件、例えば自己に対する防護であるとか、公務執行に対する抵抗の抑止とか、そういうような要件に当たり、かつ、その事態に応じて合理的に必要とされる判断の限度において行使ができる、あくまでも法律にのっとった対応になると考えております。

〔参・平安特委 平27・7・28
安倍内閣総理大臣答弁 対佐藤委員〕

○安倍内閣総理大臣 我が国の近隣で武力紛争が発生し、米国も武力攻撃を受けている状況、既に武力攻撃を受けているという、武力攻撃対武力攻撃という状況が発生している状況でありますが、その状況下において警察活動において米国の艦艇の防護を行うことは、まさに今委員が御指摘になったように、ピストルでミサイルに立ち向かうようなものであります。現実的には実施困難と言えます。

国家間の武力紛争が発生している状況を考えれば、事態の拡大防止や早期収拾のために活動している米艦艇を防護するということは、武力攻撃から船舶を守るということ

とを意味するわけあります。これに対して、海上警備行動といった警察活動は、警察官職務執行法に基づく権限しか行使できないわけであります。あくまでも、犯罪など不法行為への対応を主な目的とした仕組みであります。

自衛隊員は十分な権限を与えられずに不法な武力攻撃に身をさらすことになり、隊員の生命を不必要にリスクにさらすことになります。それにもかかわらず日本人の命を守るという目的を達成することは困難であります。このように、合理性のある適切な対応とは考えられません。また、そもそも米国が武力紛争の当事者となっている場合に米国艦船を防護することは、その外形上、武力の行使と評価されるおそれがあります。

政府としては、新三要件に該当すると判断する場合には、あくまでも我が国が、国の存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として極めて限定的な集団的自衛権の行使を行うことができるようになることが適切であると考え、今回法案〔編注：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案〕を提出し、御審議いただいているところでございます。

〔参・平安特委 平27・9・14
横島内閣法制局長答弁 対佐藤委員〕

○横島政府特別補佐人 米国が国際的な武力紛争の当事者となっている場合に、我が国が当該武力紛争の相手国による武力攻撃から米国艦船を防護するため実力を行使することはまさに武力の行使に当たるものであり、海上警備行動など、我が国の統治権の一環である警察権の行使によって対応できるというものではございません。

そのような武力の行使に当たる実力の行使を行うためには、新三要件を満たし、手続としては、事態対処法及び自衛隊法の規定に従って防衛出動を下令することが必要であります。そのような場合、海上警備行動など、警察権の行使としてこれを行うとした場合には、国会の承認を含むシビリアンコントロールを潜脱して違法な武力の行使を行うということになってしまふという問題があると考えております。